

通勤手当 認定マニュアル



青森県教育委員会 平成24年5月 初 版

(平成24年9月19日付付加除)

(平成26年4月1日付付加除)

(平成30年2月20日付付改訂)

(平成30年9月21日付付加除)

(令和4年6月1日付付加除)

目 次

I	通勤手当の支給要件	-----	1
	通勤手当チェックシート	-----	2
II	通勤手当の事務処理のフロー図	-----	3
III	届出		
	1 通勤届	-----	4
	2 通勤届に必要な添付書類	-----	5-1
	3 事実発生日	-----	5-1
	4 冬季においてのみ交通機関を利用することにした場合	----	5-1 ~5-2
IV	事実の確認		
	1 支給要件の確認	-----	6-1
	2 届出内容の確認	-----	6-1
	3 添付書類の確認	-----	6-2
V	手当の額の決定又は改定		
	1 支給額	-----	7~9
	2 支給の始期、終期及び支給額の改定	-----	10
	3 支給方法（届出と支給開始月・終了月）	-----	11~14
	4 通勤手当認定簿への記載	-----	15~18
	5 手当額の決定又は改定（認定簿の決裁）	-----	19
VI	認定結果の報告		
	1 提出書類	-----	20
	2 報告期限	-----	20
VII	支給額の確認	-----	20
VIII	書類の保管		
	1 書類の保管	-----	21
	2 書類の移管	-----	21
IX	事後確認		
	1 認定内容の確認	-----	22
	2 事後確認チェックシート	-----	23
	3 支給額に誤りがあった場合	-----	24
	通勤方法の変更や異動等により定期券を払戻す こととなった場合の通勤手当の返納について		
	1 返納が必要となる職員	-----	25

2	返納となる事由及び返納額算出方法	-----	25~26
3	通勤手当認定簿への記載	-----	27
4	返納方法	-----	27
●	様式・記入例		
1	通勤届様式	-----	28
2	通勤届記入例		
①	新規：自動車使用	-----	29
②	新規：鉄道利用	-----	30
③	新規：新幹線利用	-----	31
④	新規：バス利用（回数乗車券）	-----	32
⑤	新規：バス利用（ICカード）	-----	33
⑥	新規：鉄道とバス利用	-----	34
⑦	新規：自動車と鉄道の併用	-----	35
⑧	変更：自転車使用	-----	36
⑨	変更：鉄道利用	-----	37
⑩	変更：バス利用	-----	38
⑪	変更：鉄道とバス利用	-----	39
⑫	支給要件の喪失	-----	40
3	通勤手当認定簿様式	-----	41~42
4	通勤手当認定簿記入例		
①	自動車使用	-----	43~44
②	自動車使用（みちのく有料道路利用）	-----	45~46
③	鉄道利用	-----	47~48
④	新幹線利用	-----	49~50
⑤	バス利用（回数乗車券）	-----	51~52
⑥	バス利用（ICカード）	-----	53~54
⑦	鉄道とバス利用	-----	55~56
⑧	自動車と鉄道の併用	-----	57~58
⑨	自転車使用	-----	59~60
⑩	往路バス利用、復路鉄道利用	-----	61~62
⑪	異動や支給要件の喪失：自動車使用	-----	63~64
⑫	返納を伴う変更等：鉄道とバス利用	-----	65~66
⑬	返納を伴う変更等：新幹線利用	-----	67~68
5	通勤手当報告書様式	-----	69
6	通勤手当報告書記入例	-----	70
●	質疑応答集	-----	71~94
●	参考① 支給単位期間中に休職等の場合又は月の 全日数通勤がない場合の取扱い（例）	-----	95~96
	参考② 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール	-----	97~100
	参考③ 申立書（みちのく有料道路）	-----	101~102

I 通勤手当の支給要件

通勤のため自動車等により通勤することを常例とする職員及び交通機関等を利用して運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当です。

通勤手当の支給には、「距離」、「方法」の2つの条件を満たす必要があります。（2ページの「通勤手当チェックシート」で確認します。）

支給要件

1 距離 徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道2 km以上あること。

2 方法 自動車等・交通機関等により通勤しており、次のいずれかに該当していること。

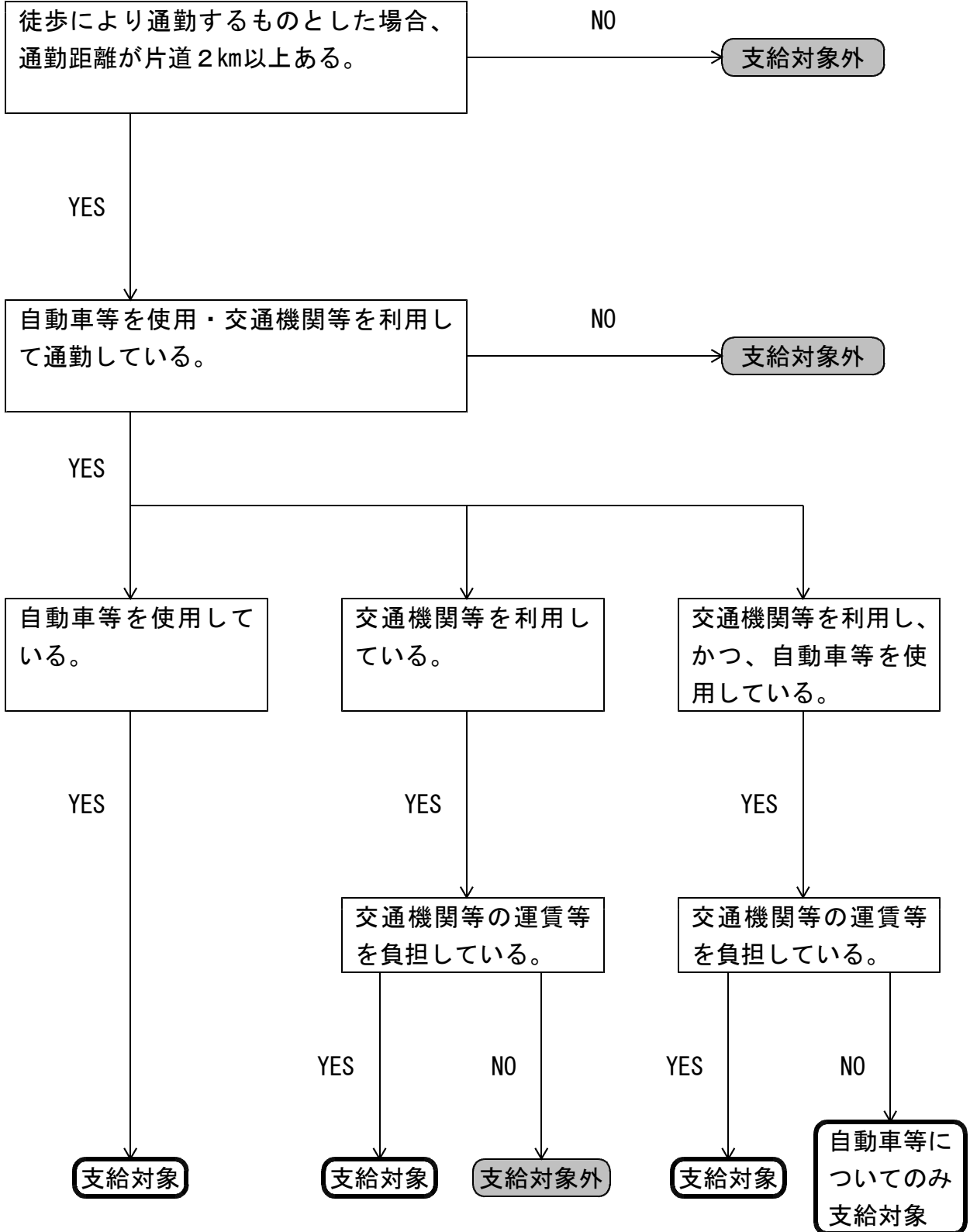
- ① 自動車等により通勤している。
- ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している。
- ③ 交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用して通勤している。（交通機関等と自動車等の併用）

※ 適用除外となる職員

- ・ 徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道2 km未満。
- ・ 徒歩で通勤している。
- ・ 他人の自動車等に相乗りして通勤している。
- ・ 交通機関等を利用して通勤しているが、運賃等を負担していない。

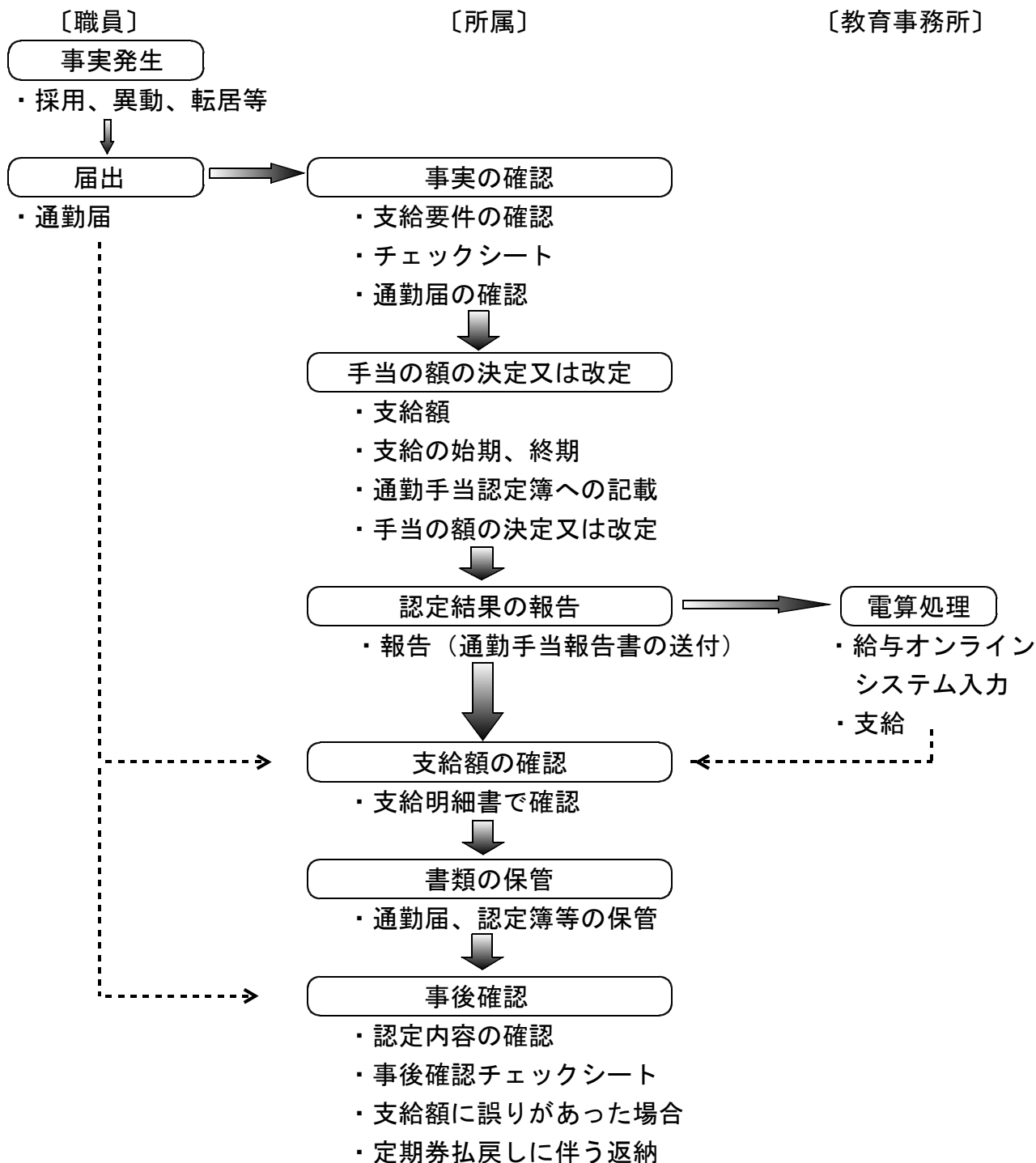
通勤手当チェックシート

〔スタート〕



II 通勤手当の事務処理のフロー図

職員の通勤手当支給に関する事由が生じた場合の事務処理の流れは次のとおりです。
通勤届が提出された場合、事実の確認から認定結果の報告までを速やかに処理します。



Ⅲ 届 出

1 通勤届

通勤手当支給に関する事由が生じたら、通勤届の提出が必要となります。通勤届の記入に当たっては**事務担当職員のサポート**が大切です。

- ・ 通勤届様式 …… 28ページ参照
- ・ 通勤届の記入例 …… 29～40ページ参照

◆通勤届の提出が必要な事例

(1) 新規…新たに通勤手当を受給することとなる場合

- ・ 新たに採用された又は異動した。
- ・ 通勤手当を受給していなかったが、転居により通勤の最短距離が2 km以上となった。

(2) 住居の変更・通勤経路又は方法の変更・運賃等の負担額の変更…通勤手当を受給している者に住居の変更や通勤方法等の変更があった場合

- ・ 住居を移転したため、通勤経路が変更となった。
- ・ 勤務校が移転したため、通勤経路が変更となった。
- ・ 道路の開通等のため、通勤経路を変更した。
- ・ 自動車で一般道を通勤していたが、高速道路を利用して通勤することとなった。
- ・ 積雪のため、自転(動)車から公共交通機関(バス・JR)に通勤方法を変更した。(冬季においてのみ交通機関等を利用することにした場合は5-1ページ参照)
- ・ 普通列車で通勤していたが、新幹線を利用することとした。
- ・ 交通機関の運賃改定及び高速道路の料金改定等により、通勤のため負担する運賃等の額に変更があった。

(3) その他…支給要件が消滅した場合

- ・ 住居の変更、道路の開通等により最短経路が2 km未満になった。
- ・ 勤務校が移転し、通勤の最短経路が2 km未満になった。
- ・ バスで通勤していたが、他人の自家用自動車に便乗することとなった。
- ・ 自動車で通勤していたが、徒歩に通勤方法を変更した。

【注意】

上記(1)及び(2)の事例については、1ページの「支給要件」を満たしていること。

2 通勤届に必要な添付書類

必要ありません。

ただし、新幹線鉄道等、みちのく有料道路を利用している場合は、下記添付書類を提出してください。

<添付書類>

○新幹線鉄道等

- 1 バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表
(JR・青い森鉄道・青森市営バス・八戸市営バスの時刻表は不要。)
- 2 勤務時間割表
- 3 新幹線定期券の写し
- 4 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール※
※様式・記載例は97～100ページを参照してください。

○みちのく有料道路

- 1 車検証の写し
- 2 回数券又は領収書の写し
- 3 自動車の所有者が職員でない場合は申立書(自己所有でない理由と維持管理費の負担について)※
※申立書の記載については101～102ページを参照してください。

3 事実発生日

届出する場合の「事実発生日」は下記により判断します。

通勤方法	事実の生じた日
共通	<u>職員が通勤しうる状態に至った日</u> 例1：住居の移転の場合 住居の移転を完了した翌日 例2：通勤方法の変更の場合 通勤方法を変更して通勤した初日

【新採用者及び人事異動者の「事実の生じた日」】

新採用者及び人事異動者が採用又は異動した場合においては、公署への勤務を開始すべきこととされる日(発令を受けた日から7日以内)に要件を具備するときは、採用又は異動の発令日を要件が具備されるに至った日(=職員が通勤しうる状態に至った日)として取り扱います。

4 冬季においてのみ交通機関等を利用することにした場合

冬季(11月1日から翌年の3月31日までの期間)のみ交通機関等を利用する場合は、当該利用の終了までの期間について支給単位期間を定め、通勤手当の額を算出することができます。

なお、届出の理由は「その他(冬季期間調整)」としてください。

【例】自動車通勤している職員が冬季（11月～3月）に交通機関等を利用して通勤し、4月から再び自動車を利用して通勤する場合

時 期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
通 勤 方 法	自動車	交通機関等					自動車
支給単位期間	1か月						1か月
		3箇月定期券			1箇月定期券	1箇月定期券	

場合によっては、6箇月定期券の額と5箇月で払い戻す場合の額（3箇月定期券の額＋1箇月定期券の額×2＋払戻手数料）を比較した場合、6箇月定期券の額が低いこともありますがこの比較は行わず、本人の申告による期間によって支給単位期間を定め、認定します。

なお、通勤手当の認定簿には、冬季における交通機関利用なのか、単なる交通手段の変更なのかを区別するために備考欄にその旨を記載してください。

IV 事実の確認

職員から通勤届が提出された場合、通勤届に収受印を押印し、次のことを確認します。

1 支給要件の確認

支給要件（「距離」、「方法」）を満たしているか下記を参照して確認します。

- ・ 支給要件（1 ページ）
- ・ 通勤手当チェックシート（2 ページ）

2 届出内容の確認

- (1) 届出の理由
正しい箇所にチェックされているか確認します。
- (2) 届出の理由が生じた日（事実発生日）
職員が通勤しうる状態に至った日となっているか確認します。
- (3) 徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2 km 以上あるか確認します。
- (4) 通勤方法が次のいずれかに該当しているか確認します。
 - ① 自動車等により通勤している。
 - ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している。
 - ③ 交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用している。
(交通機関等と自動車等の併用)

【注意】

- ・ 徒歩による通勤の場合、通勤手当は支給されません。
- ・ 「自動車等」とは、自動車、原動機付自転車、その他の原動機付の交通用具及び自転車等をいいます。
- ・ 「交通機関等」とは、交通機関又は有料道路をいいます。
- ・ 「運賃等」とは、交通機関等の運賃又は料金をいいます。

- (5) 記載内容が事実在即しているか確認します。
 - ① 自動車等により通勤している場合
 - ア 実際に自動車等で通勤していることを確認します。
 - イ 通勤距離について、一般に利用しうる最短の経路の距離であるか、インターネットの地図情報サイト（NAVITIME、MapFanWeb等）を利用して確認します。
 - ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している場合
 - ア 届出した職員から定期券・回数券・バスカードの提示を受け、実際に交通機関等を利用していること及びその額を確認します。
 - イ 通勤距離を各交通機関へ問い合わせる等して確認します。
 - ③ 交通機関等と自動車等の併用で通勤している場合
上記①と②を併せて確認します。

3 添付書類の確認

(1) 新幹線鉄道利用者

- ① バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表（※JR・青い森鉄道・青森市営バス・八戸市営バスの時刻表はHP等にて確認します。）
- ② 勤務時間割表
- ③ 新幹線定期券の写し
現に利用していることを確認します。
- ④ 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

※ ①、②、④を基に下記の要件を全て満たしていることを確認します。

ア 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難（原則として新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上）であること。

イ 新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が30分以上短縮される等通勤事情の改善に相当程度資するものであること。

ウ 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

(2) みちのく有料道路

① 車検証の写し

車両の所持者を確認します。

【自動車の所有者が職員でない場合】

自己所有でない理由と維持管理費の負担等についての申立書

ア ①の車検証の所有者が職員でない理由を確認します。

イ 維持管理費を職員が負担していることを確認します。

② 回数券又は領収書の写し

現に利用していることを確認します。

※ 次のア又はイの要件を満たしているか確認します。

ア みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道60km以上
→通年で特別料金が支給可能

イ みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道45km以上60km未満
→積雪期（1～3月）のみ特別料金の支給が可能

V 手当の額の決定又は改定

1 支給額

(1) 自動車等使用で四輪の自動車を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4km未満	2,000円	42km以上44km未満	24,600円
4km以上6km未満	3,700	44 "	25,900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28,200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29,300
12 " 14 "	8,100	52 " 54 "	30,400
14 " 16 "	9,300	54 " 56 "	31,500
16 " 18 "	10,400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11,500	58 " 60 "	33,700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14,800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15,700	66 " 68 "	38,100
28 " 30 "	16,700	68 " 70 "	39,200
30 " 32 "	17,700	70 " 72 "	40,400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41,500
34 " 36 "	19,900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43,700
38 " 40 "	22,300	78 " 80 "	44,800
40 " 42 "	23,500	80km以上	46,000

(2) 自動車等使用で四輪の自動車以外（自転車、バイク等）を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5km未満	2,000円	25km以上30km未満	13,700円
5km以上10km未満	4,100	30 " 35 "	16,100
10 " 15 "	6,500	35 " 40 "	18,500
15 " 20 "	8,900	40km以上	20,900
20 " 25 "	11,300		

(3) 交通機関等を使用する職員

- ① 1か月当たりの（運賃等相当額＋特別料金等の合計額） \leq 55,000円
 ➡ 運賃等相当額＋特別料金等の合計額
- ② 1か月当たりの（運賃等相当額＋特別料金等の合計額） $>$ 55,000円
 ➡ $(55,000円 + 上限額を越える部分について2分の1*) \times 支給単位期間の月数$
 *20,000円上限額
 （2以上の交通機関等を利用する場合は、 $(55,000円 + 上限額を越える部分について2分の1*) \times 最長支給単位期間の月数$ ）
 *20,000円上限額

【注意】 青い森鉄道利用者（利用距離40km以上のもの）は、55,000円を70,000円と読み替えてください。

(4) 交通機関等と自動車等を併用する職員

- ① 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を利用する距離が片道2km以上
- ア 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた額の合計額 \leq 55,000円
⇒ 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた手当額
- イ 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた額の合計額 $>$ 55,000円
⇒ (55,000円+上限を超える部分について2分の1)×最長支給単位期間の月数
- ② 上記①以外
- ア 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)の合計額 \geq 自動車等の距離に応じた額
⇒ 運賃等相当額+特別料金等
- イ 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)の合計額 $<$ 自動車等の距離に応じた額
⇒ 自動車等の距離に応じた額

【注意】青い森鉄道利用者(利用距離40km以上のもの)は、55,000円を70,000円と読み替えてください。

(5) 1か月当たりの運賃等相当額の算出方法

- ① 算出方法
- ア 「定期券の1か月あたりの価額」と「回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額」を算出します。
- イ 算出した「定期券の1か月あたりの価額」と「回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額」を比較します。
- ウ 比較した結果、安価である方が最も経済的かつ合理的であると認められる1か月当たりの運賃等相当額となります。

② 算出例

ア 定期券の方が安価な場合

◆通勤方法：鉄道
◆片道の運賃：400円
◆定期券(通用期間6か月)価額：57,450円
◆回数乗車券(11枚綴)価額：4,000円

① 定期券の1か月当たりの額
 $57,450円 \div 6月 = 9,575円$

② 回数乗車券の1か月当たりの額(通勤21回分の運賃等の額)
 $4,000円 \div 11枚 \times 21回 \times 2(往復) \div 2 = 15,272円$ (円未満切捨て)

《比較》
①定期券 9,575円 < ②回数乗車券 15,272円
回数乗車券より定期券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等の

相当額等は次のとおりとなります。

- ◆ 1か月当たりの運賃等相当額：9,575円
- ◆ 支給単位期間：6か月（定期券は多くの場合6か月となります）
- ◆ 支給単位期間あたりの手当額：57,450円

イ 回数乗車券の方が安価な場合

◆ 通勤方法：バス

◆ 片道の運賃：230円

◆ 定期券（通用期間6か月）価額：53,170円

◆ 回数乗車券（11枚綴）価額：2,300円

① 定期券の1か月当たりの額

53,170円 ÷ 6月 ≒ 8,861円（円未満切捨て）

② 回数乗車券の1か月当たりの額（通勤21回分の運賃等の額）

2,300円 ÷ 11枚 × 21回 × 2（往復） ≒ 8,781円（円未満切捨て）

《比較》

①定期券 8,861円 > ②回数乗車券 8,781円

定期券より回数乗車券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等相当額等は次のとおりとなります。

◆ 1か月当たりの運賃等相当額：8,781円

◆ 支給単位期間：1か月（回数乗車券の場合は1か月となります）

◆ 支給単位期間あたりの手当額：8,781円

※ ICカードを導入している交通機関（例：青森市営バス等）の場合

ICカードを1年間（12か月）利用した場合の実負担額（交通ポイントによる無料運賃分を控除した額）を12で除した額をICカードの1か月当たりの額として、定期券の1か月当たりの額と比較する。

③ ICカードの1か月当たりの額（通勤21回分の運賃等の額）

運賃230円の場合：（例）8,931円

《比較》

③ICカード 8,931円 > ①定期券 8,861円

この場合は、ICカードより定期券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等相当額等は次のとおりとなります。

◆ 1か月当たりの運賃等相当額：8,861円

◆ 支給単位期間：6か月

◆ 支給単位期間あたりの手当額：53,170円

※ 支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間のことです。
概ね、定期券の場合は6か月（新幹線定期券の場合は3か月）、回数乗車券等の場合は1か月となります。

2 支給の始期、終期及び支給額の改定

区 分		支 給 の 始 期 等	
始 期	新たに手当の支給に係る要件を具備した場合	その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額 の改定を行う。	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は月額の増額を行う。
増 額 改 定	月額を増額すべき事実が生じた場合		
減 額 改 定	月額を減額すべき事実が生じた場合		
終 期	手当の支給に係る要件を欠くに至った場合（離職又は死亡した場合を含む。）	その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。	届出の如何にかかわらず、左のとおりである。

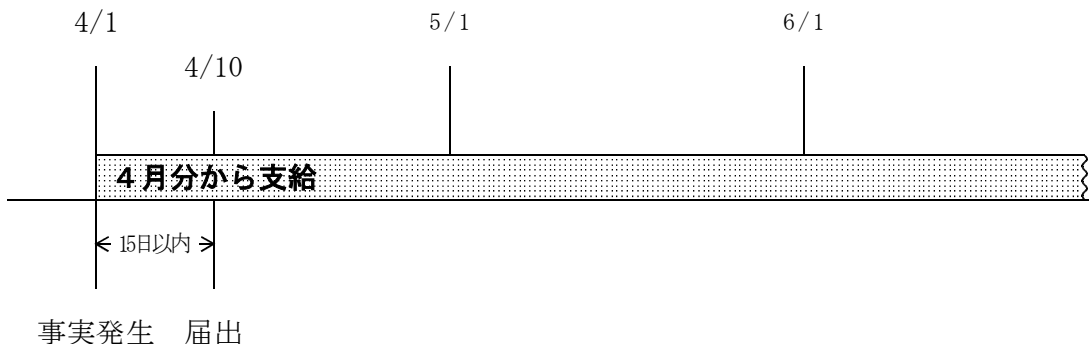
※ 「届出を受理した日」とは、学校長が届出を受け付けた日であり、職員が育児休業中や休職中等で届出書類を郵送する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日をもって届出を受理した日とみなして取り扱うことができるものとする。

支給の始期及び終期の具体例については、11～14ページ参照

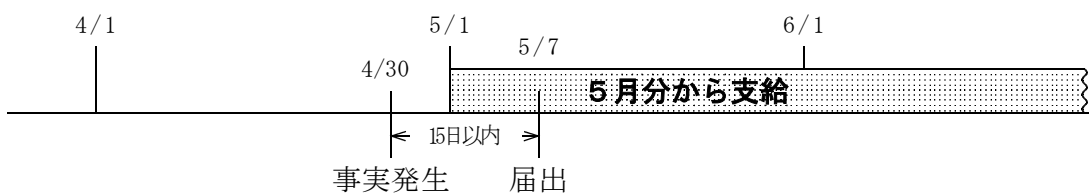
3 支給方法（届出と支給開始月・終了月）

（1） 職員が新たに受給要件を具備した場合

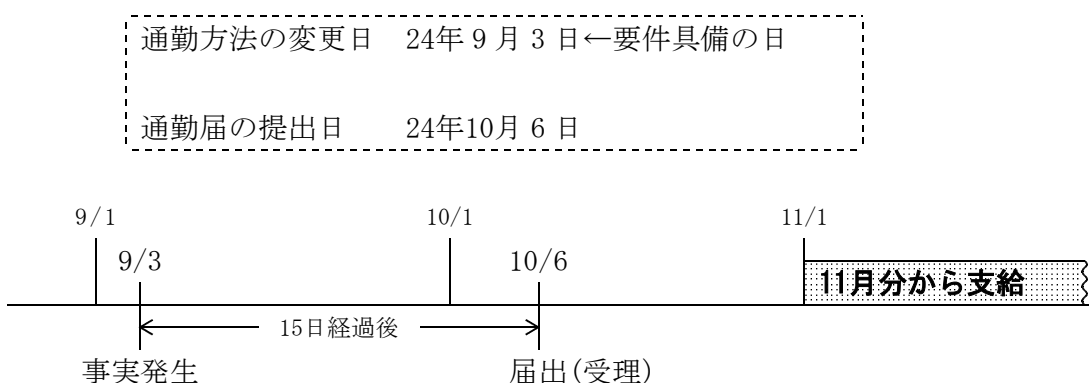
- 〔例1〕 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月から支給



- 〔例2〕 事実の生じた日が月の中途中で、これに係る届出が15日以内になされた場合
→ 事実の生じた日の属する月の翌月から支給

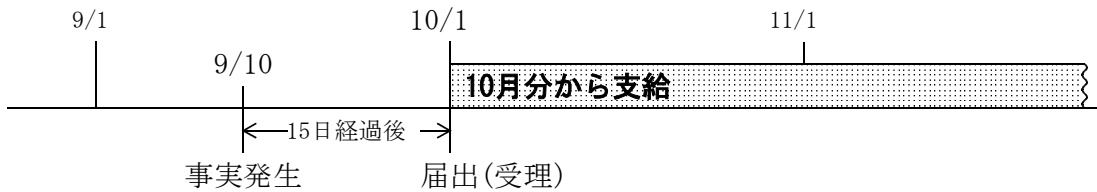


- 〔例3〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
→ その届出を受理した日の属する月の翌月から支給



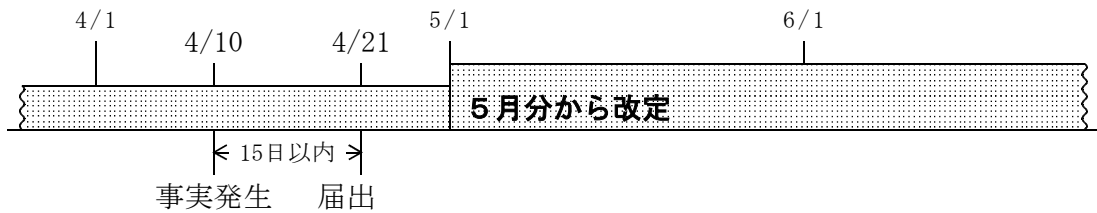
- [例4] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
 → 届出を受理した日の属する月から支給

通勤方法の変更日 24年9月10日 ←要件具備の日
 通勤届の提出日 24年10月1日

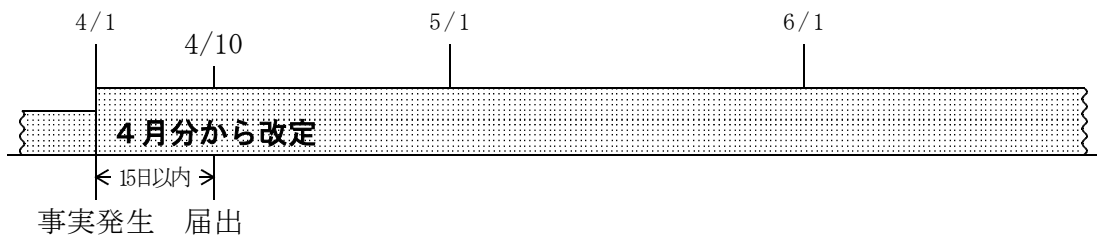


(2) 手当を増額して改定する場合

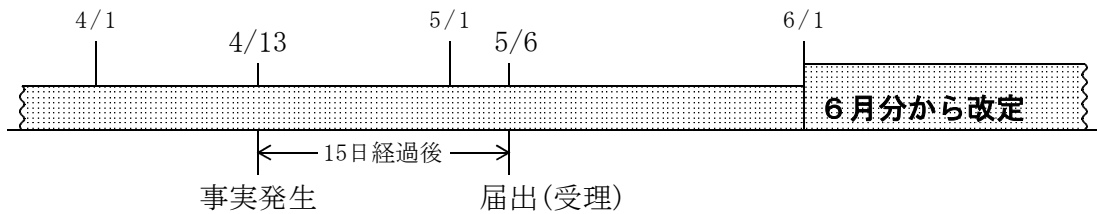
- [例5] 事実の生じた日が月の中で、これに係る届出が15日以内になされた場合
 → 事実の生じた日の属する月の翌月から増額改定



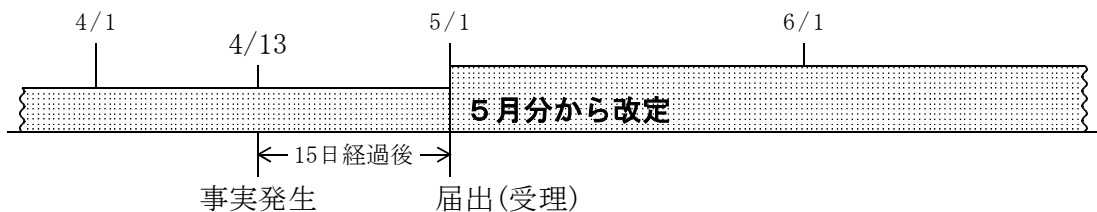
- [例6] 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合
 → 事実の生じた日の属する月から増額改定



- 〔例7〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
 → その届出を受理した日の属する月の翌月から増額改定

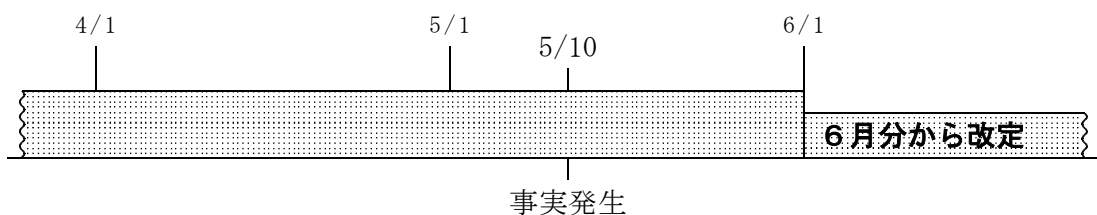


- 〔例8〕 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その届出を受理した日が月の初日である場合
 → 届出を受理した日の属する月から増額改定

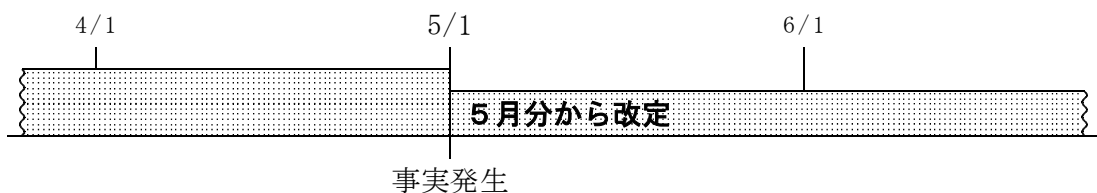


(3) 手当を減額して改定する場合

- 〔例9〕 事実の生じた日が月の中途である場合
 → これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたときのいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月の翌月から減額改定



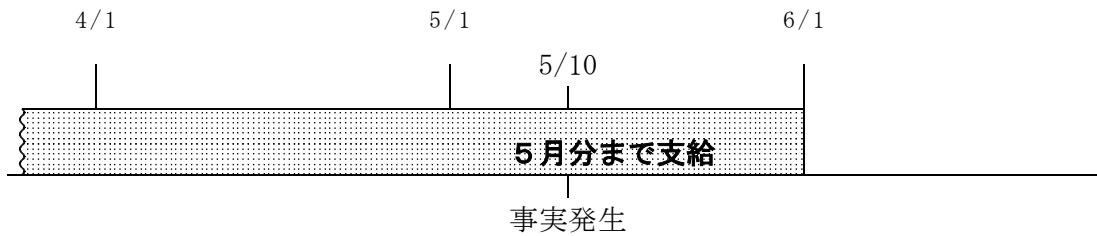
- 〔例10〕 事実の生じた日が月の初日である場合
 → これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたときのいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月から減額改定



(4) 手当の支給要件を欠くに至った場合

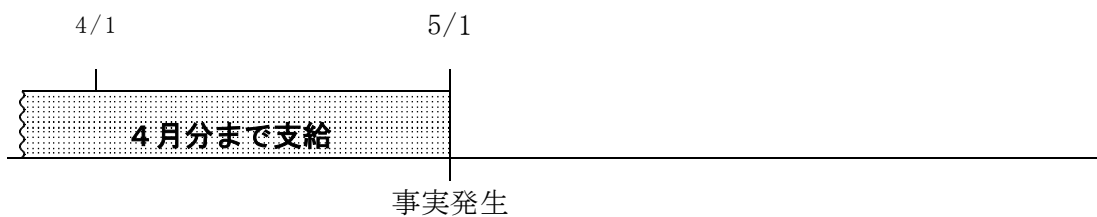
[例11] 事実の生じた日が月の中途である場合

→ これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたときのいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月まで支給



[例12] 事実の生じた日が月の初日である場合

→ これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたときのいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月の前月まで支給



4 通勤手当認定簿への記載

通勤届を受理した場合は、事務担当職員が認定簿へ記載し、通勤届を添えて校長へ提出します。

認定簿の各欄の記入内容は次のとおりです。

(1) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔自動車等使用者の場合〕
(認定簿様式…41～42ページ参照、認定簿記入例…43～46、59～60ページ参照)

欄		記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名（市町村名から）
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日（収受印の年月日）
6	自動車等使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用距離 ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額（7ページ参照） ・ 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期（10ページ参照） ・ 取扱者認印…事務担当職員の印 <p>【注意】四輪自動車以外を使用の職員については「条例第10条第2項第2号イの額」の行に、四輪自動車を使用の職員については「条例第10条第2項第2号ロの額」の行に記入</p>
7	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者	<p>【みちのく有料道路等利用の場合のみ記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 ・ 定期券回数券その他の別 ・ 運賃等の額の算出基礎 ・ 運賃等相当額（特別料金等相当額を含む。） ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額 ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額 ・ 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期（10ページ参照） ・ 取扱者認印…事務担当職員の印
8	支給額	月毎の通勤手当の支給額
9	任命権者の確認・決定（改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認決定年月日 ・ 職…校長 ・ 氏名…校長の氏名
10	決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第10条第1項 該当・非該当…該当の□にレ印 ・ 手当額の決定 …条例第10条第2項第2号イの□にレ印（四輪自動車以外の場合） …条例第10条第2項第2号ロの□にレ印（四輪自動車の場合）
11	備考	特記事項があれば記入

(2) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔交通機関等利用者の場合〕
 (認定簿様式…41～42ページ参照、認定簿記入例…47～56ページ参照)

欄		記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名（市町村名から）
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日（収受印の年月日）
6	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 ・定期券回数券その他の別 ・運賃等の額の算出基礎 ・運賃等相当額（特別料金等相当額を含む。） ・1箇月当たりの運賃等の相当額（7～9ページ参照） ・1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額 ・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期（10ページ参照） ・取扱者認印…事務担当職員の印 ・支給月…通勤手当が支給される月に○印
7	支給額	月毎の通勤手当の支給額
8	任命権者の確認・決定（改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認決定年月日 ・職…校長 ・氏名…校長の氏名
9	決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第10条第1項 該当・非該当…該当の□にレ印 ・手当額の決定…条例第10条第2項第1号の□にレ印
10	備考	特記事項があれば記入

(3) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔交通機関等と自動車等の併用者の場合〕
 (認定簿様式…41～42ページ参照、認定簿記入例…57～58ページ参照)

欄		記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名（市町村名から）
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日（収受印の年月日）
6	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 ・定期券回数券その他の別 ・運賃等の額の算出基礎

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃等相当額（特別料金等相当額を含む。） ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額（7～9ページ参照） ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額 ・ 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期（10ページ参照） ・ 取扱者認印…事務担当職員の印 ・ 支給月…通勤手当が支給される月に○印
7	自動車等使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用距離 ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額（7ページ参照） ・ 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期（10ページ参照） ・ 取扱者認印…事務担当職員の印 ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額 <p>【注意】四輪自動車以外を使用の職員については「条例第10条第2項第2号イの額」の行に、四輪自動車を使用の職員については「条例第10条第2項第2号ロの額」の行に記入</p>
8	支給額	月毎の通勤手当の支給額
9	任命権者の確認・決定（改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認決定年月日 ・ 職…校長 ・ 氏名…校長の氏名
10	決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第10条第1項 該当・非該当…該当の□にレ印 ・ 手当額の決定 …条例第10条第2項第3号の□にレ印 規則第8条の4 第1号の□にレ印（8ページ（4）①の場合） 規則第8条の4 第2号の□にレ印（8ページ（4）②アの場合） 規則第8条の4 第3号の□にレ印（8ページ（4）②イの場合）
11	備考	特記事項があれば記入

（４）支給要件の喪失〔自動車等使用者の場合〕

（様式…41～42ページ参照、認定簿記入例…63～64ページ参照）

欄		記入内容
1	自動車等使用者	・ 備考…支給要件が喪失となる理由等

（５）支給要件の喪失〔交通機関等利用者の場合〕

（様式…41～42ページ参照、認定簿記入例…65～68ページ参照）

欄		記入内容
1	普通交通機関等又は新幹線	・ 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給最終月（10ページ参照）

	鉄道等利用者	・備考…支給要件が喪失となる理由等
2	決定事項	<p>【返納事由が発生の場合のみ記入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納事由 ・返納事由発生年月（25～26ページ参照） ・返納対象普通交通機関等（新幹線鉄道等、橋等） ・払戻金相当額（規則第20条の2第3項の額）の算出基礎 ・払戻金相当額（規則第20条の2第3項の額） ・取扱者認印…事務担当職員の印 ・備考…返納通知書により返納となる場合は「返納通知書」、例月給与から返納となる場合は「差引」と記入

5 手当額の決定又は改定（認定簿の決裁）

通勤手当の認定者は、適正に認定するため事務担当職員が作成した認定簿の内容を確認し、「任命権者の確認・決定（改定）欄」に認印を押印します。

【確認事項】 通勤届、認定簿で確認します。

（通勤届）

- 支給要件を満たしていること

（認定簿）

- 氏名
- 所属
- 事実発生年月日
- 提出年月日
- 受理年月日
- 内容
- 1箇月当たりの運賃等の相当額
- 支給の始期
- 取扱者認印
- 支給額
- 決定事項（該当条文）
- 任命権者確認決定年月日

【決裁時のチェックポイント】

	チェックポイント
1	支給要件を満たしているか。
2	届出の理由は正しいか。
3	届出の理由が生じた日は正しいか。
4	実際に自動車等を使用又は交通機関等を利用して通勤しているか。
5	通勤距離は一般に利用しうる最短の距離か。

※ **1つでも該当しない場合は事務担当職員に確認します！**

VI 認定結果の報告

認定後は報告期限までに、所管する教育事務所に報告します。

1 提出書類

- (1) 自動車等を使用して通勤している職員について報告する場合
通勤手当報告書
(報告書様式…69ページ参照、報告書記入例…70ページ参照)
- (2) 交通機関等を利用して通勤している職員について報告する場合
通勤手当報告書、通勤届の写し及び通勤手当認定簿の写し
- (3) 交通機関等と自動車等の併用により通勤している職員について報告する場合
通勤手当報告書、通勤届の写し及び通勤手当認定簿の写し

2 報告期限

関係教育事務所では、給与オンラインシステムに通勤手当データを入力することにより給与に反映させており、入力の際に職員番号が必要となります。また、給与システムへの入力期間は限られているため、所管する教育事務所が指示する期限までに報告します。報告が遅れた場合、翌月の給与に反映されることとなります。

【注意】

出張、休暇、欠勤その他の事由（休職、職専免等）により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合、職員への通勤手当の支給を停止することとなりますので、このような時も通勤手当報告書により報告してください。

また、その後再び当該職員が通勤することとなった場合にも通勤手当報告書による報告が必要となります。

なお、育児休業、無給休職中は手当の変更ができませんので、復職時に報告してください。

※ 支給単位期間中に休職等の場合又は月の全日数通勤がない場合の払戻日及び復職後の支給単位期間の開始時期については95～96ページを参照してください。

VII 支給額の確認

職員及び事務担当職員は、支給開始月又は額の改定月に、給与支給明細書により通勤手当が正しく支給されているか確認します。

異動時期である4月及び5月は特に気をつけて確認します。

※ 確認した結果、正しく支給されていない場合は速やかに所管する教育事務所
所に連絡してください。

VIII 書類の保管

1 書類の保管

校長は、通勤手当認定簿を常に整理しておくとともに、通勤届について整理して保管しておきます。

支給要件の喪失及び異動・退職等で使用しなくなった通勤手当認定簿及び通勤届の保存年限は5年です。

2 書類の移管

移管の必要はありません。当該職員が転出先においても通勤手当が支給される職員たる要件を具備することとなった場合、新たな通勤手当認定簿を用いて認定することになります。

ただし、事務担当職員は転出者の通勤手当認定簿へ、事由に応じて支給の終了の事由発生月等の記載及び認印の押印をする必要があります。記載に当たっては、63～68ページを参考にしてください。

なお、交通機関等を利用して通勤手当を受けている職員が、異動することにより返納額が生じる場合、事務担当職員は支給終了の返納事由発生年月・払戻金相当額等の記載及び押印をした通勤手当認定簿の写しに所属コード及び職員番号を記載し、管轄する教育事務所へファクシミリにより報告してください。教育事務所において返納の手続きを行うこととなりますので、迅速な対応が必要となります。また、事務担当職員は異動先の所属へ、当該職員の通勤手当に返納が生じることをお知らせください。

【注意】

この場合の通勤手当の返納については、25ページ【通勤方法の変更や異動等により定期券を払戻すこととなった場合の通勤手当の返納について】を参照してください。

Ⅸ 事後確認

1 認定内容の確認

通勤手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうか、また、手当の額が適正であるかどうか、事務担当職員が随時確認します。交通機関等を利用して通勤手当の支給を受けている職員については、定期券や回数券等の提示を求め、引き続き交通機関等を利用していることを確認してください。

23ページの「通勤手当事後確認チェックシート」を参考にしてください。

確認の結果、職員が要件を欠くに至ったこと等が判明した場合には、直ちに職員から支給要件の喪失等に係る届を提出させ、認定簿の作成から書類の保管までの手続きを行うこととなります。

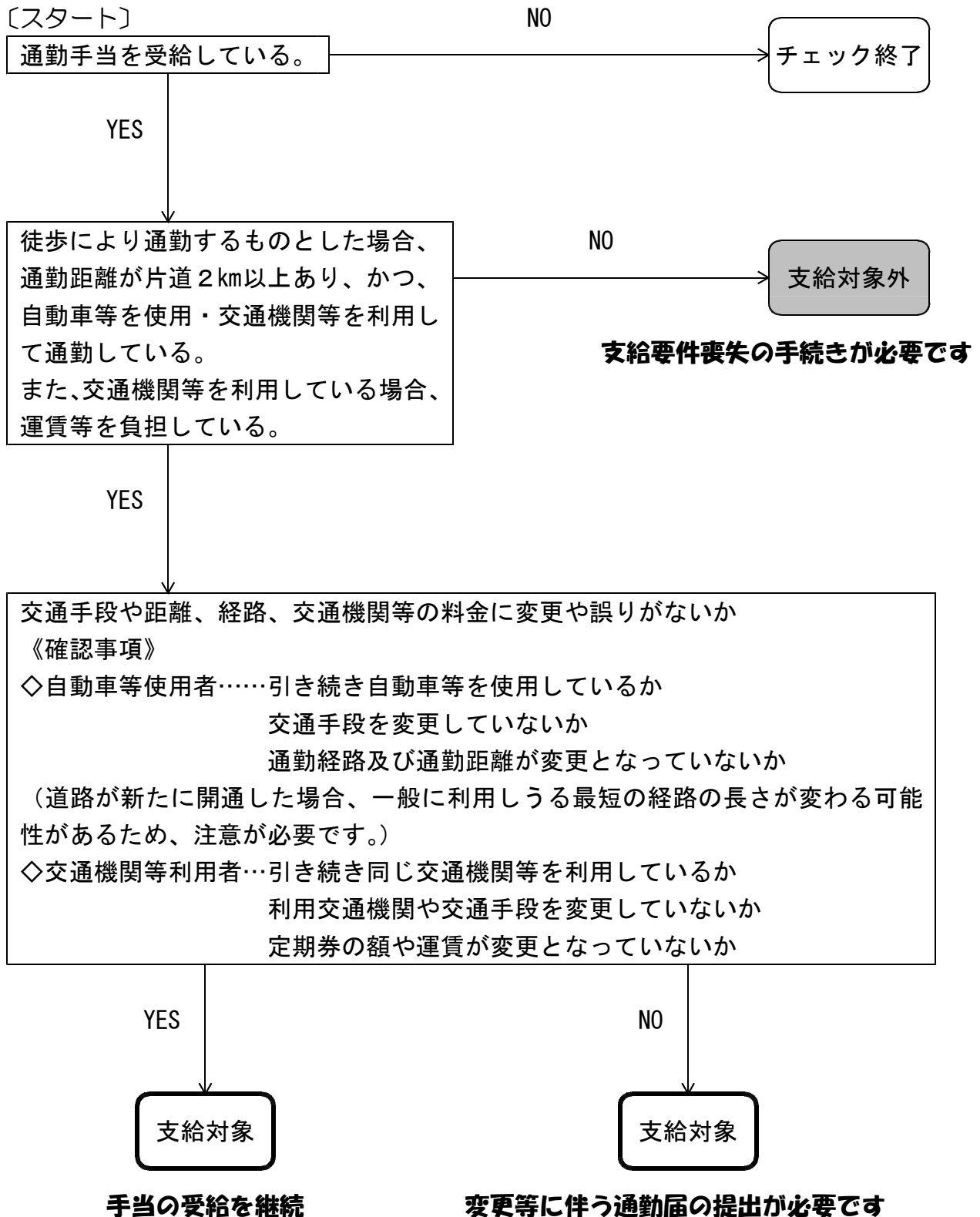
確認事項	確認内容	提示を求める書類
支給要件	引き続き支給要件を具備しているか確認します。	定期券・回数券等 (交通機関等利用者のみ)
通勤方法 通勤経路	交通手段や距離、経路、交通機関等の料金に変更がないか確認します。	

【注意】

冬季のみ交通機関等を利用している職員がいる場合等は、職員の通勤方法の変更に注意する必要があります。

2 事後確認チェックシート

通勤手当 事後確認チェックシート



3 支給額に誤りがあった場合

職員からの届出又は事後確認の結果、支給額に誤りがあった場合は、事実確認をし認定後、速やかに所管する教育事務所に報告します。

【誤支給の事例】

- ・ 転居のため、徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道2km未満となっていた。
(職員から届出がなされていない場合、「支給要件の喪失」としての通勤届の提出が必要です。)
- ・ 現況確認により、交通手段を変更していたことがわかった。
(「通勤方法の変更」としての通勤届の提出が必要です。)
- ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額を誤って認定していたことがわかった。(通勤届の提出は不要ですが、通勤手当認定簿の修正が必要です。)

支給額に誤りがあった場合は、追給又は返納が生じます。追給又は返納の事務処理は次のとおりです。

(1) 追給

- ① 給与が支給されている場合
例月給与で追給 → 給与支給明細書で確認します。
- ② 給与が支給されていない場合（育児休業中・無給休職中等）
個人口座に追給

(2) 返納

- ① 給与が支給されている場合
例月給与で返納 → 給与支給明細書で確認します。
- ② 給与が支給されていない場合（育児休業中・無給休職中等）
個人あてに送付される返納通知書により返納

追給・返納の事務処理は本人や事務担当職員にとっても負担になります。
毎年度少なくとも1回の事後確認は必ず実施しましょう！

※ 困ったことが起きたら所管する教育事務所にまず相談！

通勤方法の変更や異動等により定期券を払戻すこととなった場合の通勤手当の返納について

交通機関等利用により通勤手当を受給している職員が、通勤方法を変更等又は異動することとなった場合や、病気休暇等となった場合、既に支給されている通勤手当の返納を要することがあります。

1 返納が必要となる職員

次の全てに該当する職員です。

- (1) 交通機関等を利用している。
- (2) 定期券となっている交通機関等利用区間がある。(定期券の額で通勤手当が支給されている。)
- (3) 通勤手当の支給単位期間の途中で通勤方法の変更や異動等の事由が発生し、定期券の払戻しにより払戻額が生じる場合。

2 返納となる事由及び返納額算出方法

【事例1】一箇月当たりの運賃等の相当額等が55,000円以下の場合

●鉄道を利用しての通勤（鮫駅～八戸駅〈八戸線利用〉）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
6か月定期券 (34,210円)						6か月定期券 (34,210円)		

通勤方法の変更等 ↓ 3月

異動 ↓ 4月

病気休暇等 ↓ 4月

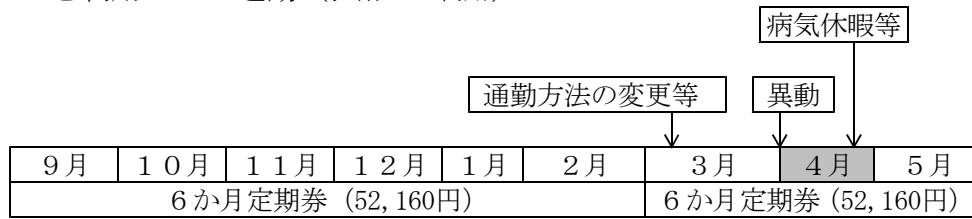
6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、支給単位期間（6か月）の途中で返納事由（通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等）が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月（4月）の前月（3月）の末日に定期券を払戻ししたもものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月（3月）の末日に定期券を払戻ししたもものとして返納額を計算することになります。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月（3月）の末日に定期券を払戻ししたもものとして返納額を計算することになります。

《返納額》
 34,210円（購入金額）－7,130円（使用分金額（1ヶ月定期の価額））－220円（手数料）
 = 26,860円

※ 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。

●バスを利用しての通勤（弘南バス利用）



6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、支給単位期間（6か月）の途中で返納事由（通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等）が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月（4月）の前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。

《返納額》

52,160円（購入金額）－14,260（使用分金額〈※1〉）－500円（払戻手数料）＝ 37,400円

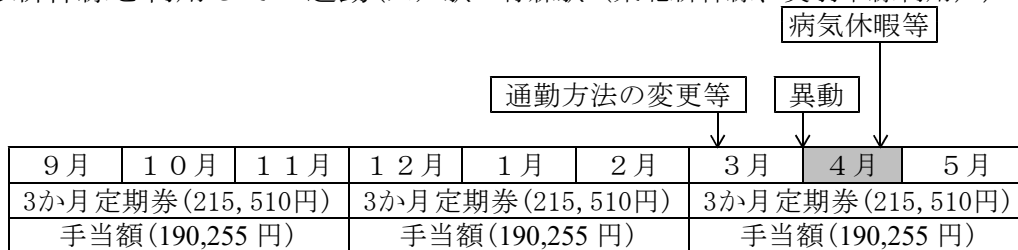
※1 月の末日まで使用した際の金額

230円（片道運賃）×2（往復）×31日（3/1～3/31までの暦日数）＝14,260円

※2 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。

【事例2】一箇月当たりの運賃等の相当額等が55,000円を超える場合

●新幹線を利用しての通勤（八戸駅～青森駅（東北新幹線、奥羽本線利用））



3か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、支給単位期間（3か月）の途中で返納事由（通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等）が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月（4月）の前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月（3月）の末日に定期券を払戻したもものとして返納額を計算することになります。

《返納額》 次のうち、最も低額のもの

A 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×残月数
 $(190,255円 / 3月) \times 2月 = 126,836.666円$

B 払戻相当額

215,510円（購入金額）－75,610（使用分金額（1ヶ月定期の価額））－220円

(手数料) = 139,680円

※ 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。

C 普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る定期のうちその通用期間の始期が事由発生月以後であるものの価額

75,610円 (1ヶ月定期の価額) × 2月 (4～5月) = 151,220円

Aが最も低額であるため、返納額は126,836円

【事例3】返納する必要なし

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	6か月定期券 (57,450円)				6か月定期券 (57,450円)				

病気休暇等
通勤方法の変更等
異動

6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、支給単位期間(6か月)の最終月で返納事由(通勤方法の変更等)又は最終月直後に返納事由(異動又は病気休暇等)が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券を払戻したものととして返納額を計算することとなりますが、定期券の有効期限終了と同時に通勤手当の額の改定となるため、返納する必要はありません。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月(3月)の末日に定期券を払戻したものととして返納額を計算することとなりますが、定期券の有効期限終了と同時に新たに通勤手当の認定を受けることとなる(支給要件を満たしている場合。)ため、返納する必要はありません。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月(3月)の末日に定期券を払戻したものととして返納額を計算することとなりますが、定期券の有効期限が終了しているため、返納する必要はありません。

3 通勤手当認定簿への記載

事務担当職員は、通勤手当認定簿の「返納事由」欄等に必要事項をチェック及び記入し、「取扱者認印」欄に押印します。

なお、記載については65～68ページの記入例を参照してください。

4 返納方法

(1) 例月給与からの差引き

返納額が小さい(給与の差引支給額の概ね4分の1以下)場合は、例月給与から差引かれる形で返納することとなります。

(2) 返納通知書による払込み

返納額が大きい(給与の差引支給額の概ね4分の1超)場合、通勤手当を受給していた職員へ返納通知書を発行しますので、当該職員が金融機関において払込みし、返納することとなります。

通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者)		勤務公署名					
殿		所在地					
職		氏 名					
住 居							
人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由 <input type="checkbox"/> 1 新規(<input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 4 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他()				<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)			
				届出の理由が生じた日 年 月 日			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 等 の 券 額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住 居から(経由) まで	. km	分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
6 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	
記入上の注意 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。							

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住 居から(経由) まで	. km	分			
2		から(経由) まで	. km	分			
3		から(経由) まで	. km	分			
4		から(経由) まで	. km	分			
5		から(経由) まで	. km	分			
6		から(経由) まで	. km	分			
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。							

通 勤 届

29年 4月 3日提出

新規：自動車使用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会 殿		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由	<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)
<input checked="" type="checkbox"/> 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 4 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他 (異動等による新規の場合、□にレ印を付す 採用等による新規の場合は不要 新たに通勤手当を受けることとなった場合(異動等により当該届を提出することとなった場合を含む)、□にレ印を付す
届出の理由が生じた日	29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の欄の券額	備考
1 □	自家用車	住居から(経由) 学校まで	4.5 km	10 分		円	
2 □		から(経由) まで	. km	分		円	
3 □		から(経由) まで	. km	分		円	
4 □		から(経由) まで	. km	分		円	
5 □		から(経由) まで	. km	分		円	
6 □		から(経由) まで	. km	分		円	
総通勤距離		4.5 km		総所要時間		10 分	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住居から(経由) まで	. km	分			
2		から(経由) まで	. km	分			
3		から(経由) まで	. km	分			
4		から(経由) まで	. km	分			
5		から(経由) まで	. km	分			
6		から(経由) まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		〇〇小学校 分	
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。							

〇〇小学校
29年4月3日
收受

通 勤 届

29年 4月 3日提出

新規：鉄道利用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)

2 住居の変更

3 通勤経路又は方法の変更

4 運賃等の負担額の変更

5 その他 ()

直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

届出の理由が生じた日 **29年 4月 1日**

待ち時間を含む

必要に応じて適宜記入

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 等 の 券 額	備 考
1 □	徒 歩	住 居から (経由) 青森駅まで	0.5 km	10 分		円	
2 □	JR奥羽線	青森駅から (経由) 浪岡駅まで	22.4 km	30 分	定期券(6箇月)	59,090円	@410円
3 □	徒 歩	浪岡駅から (経由) 学 校まで	1.5 km	20 分		円	
4 □		から (経由) まで	. km	分		円	
5 □		から (経由) まで	. km	分		円	
6 □		から (経由) まで	. km	分		円	
総 通 勤 距 離		24.4 km		総 所 要 時 間		60 分	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住 居から (経由) まで	. km	分			
2		から (経由) まで	. km	分			
3		から (経由) まで	. km	分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

〇〇小学校
29年4月3日
収受

通 勤 届

29年 4月 3日提出

新規：新幹線利用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他 ()

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

届出の理由が生じた日 29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の券額	備考
1 □	徒 歩	住居から (経由) 青森駅まで	0.5 km	10 分		円	
2 □	JR奥羽線	青森駅から (経由) 新青森駅まで	3.9 km	10 分	定期券(3箇月)	215,510円	うち特別料金97,860円
3 □	東北新幹線	新青森駅から (経由) 八戸駅まで	81.8 km	35 分	(FREX)	円	
4 □	徒 歩	八戸駅から (経由) 学校まで	0.8 km	10 分		円	
5 □		から (経由) まで	. km	分		円	
6 □		から (経由) まで	. km	分		円	
総通勤距離		87.0 km		総所要時間		65 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線等を利用する場合、必ず記載すること

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1	徒 歩	住居から (経由) 青森駅まで	0.5 km	10分			
2	青い森鉄道	青森駅から (経由) 八戸駅まで	96.0 km	80分			
3	徒 歩	八戸駅から (経由) 学校まで	0.8 km	10分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総通勤距離		97.3 km		総所要時間		100分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

〇〇小学校
29年4月3日
収受

通 勤 届

新規：バス利用（回数乗車券）

29年 4月 3日提出

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44（通勤手当）第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規（ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他（ ）

直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

届出の理由が生じた日 29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 等 の 券 額	備 考
1 □	徒 歩	住 居から（ 経由）〇〇前まで	0.5 km	10 分		円	
2 □	弘南バス	〇〇前から（ 経由）〇〇前まで	5.0 km	20 分	11枚綴回数券	3,500円	
3 □	徒 歩	〇〇前から（ 経由）学 校まで	0.3 km	5 分		円	
4 □		から（ 経由） まで	. km	分		円	
5 □		から（ 経由） まで	. km	分		円	
6 □		から（ 経由） まで	. km	分		円	
総 通 勤 距 離		5.8 km		総 所 要 時 間		35 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住 居から（ 経由） まで	. km	分			
2		から（ 経由） まで	. km	分			
3		から（ 経由） まで	. km	分			
4		から（ 経由） まで	. km	分			
5		から（ 経由） まで	. km	分			
6		から（ 経由） まで	. km	分			
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

新規：バス利用（ICカード）

29年 4月 3日提出

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44（通勤手当）第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規（ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他（

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の口にレ印を付する。)

異動直前の通勤経路と同じ区間（乗車駅（バス停）及び降車駅（バス停）が同一）があれば口にレ印を付す

届出の理由が生じた日 29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の欄の券額	備考
1 <input type="checkbox"/>	徒 歩	住居から（ 経由）〇〇前まで	0.5 km	10 分		円	
2 <input checked="" type="checkbox"/>	青森市営バス	〇〇前から（ 経由）〇〇前まで	5.0 km	20 分	ICカード	円	運賃350円
3 <input type="checkbox"/>	徒 歩	〇〇前から（ 経由）学 校まで	0.3 km	5 分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	. km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	. km	分		円	
6 <input type="checkbox"/>		から（ 経由） まで	. km	分		円	
総通勤距離		5.8 km		総所要時間		35 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備 考		
1		住居から（ 経由） まで	. km	分			
2		から（ 経由） まで	. km	分			
3		から（ 経由） まで	. km	分			
4		から（ 経由） まで	. km	分			
5		から（ 経由） まで	. km	分			
6		から（ 経由） まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

〇〇小学校
29年4月3日
収受

通 勤 届

新規：鉄道とバス利用

29年 4月 3日提出

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他 ()

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

届出の理由が生じた日 29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 等 の 券 額	備 考
1 □	徒 歩	住 居から (経由) 〇〇前まで	0.5 km	10 分		円	
2 □	八戸市営バス	〇〇前から (経由) □□前まで	3.3 km	15 分	11枚綴回数券	2,500円	
3 □	徒 歩	□□前から (経由) 八戸駅まで	0.1 km	2 分		円	
4 □	JR八戸線	八戸駅から (経由) 鮫 駅まで	11.8 km	25 分	定期券(6箇月)	34,210円	@240円
5 □	徒 歩	鮫 駅から (経由) 学 校まで	1.0 km	10 分		円	
6 □		から (経由) まで	. km	分		円	
総 通 勤 距 離		16.7 km		総 所 要 時 間		62 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住 居から (経由) まで	. km	分			
2		から (経由) まで	. km	分			
3		から (経由) まで	. km	分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

29年 4月 3日提出

新規：自動車と鉄道の併用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他 ()

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

届出の理由が生じた日 29年 4月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の券額	備考
1 □	自家用車	住居から (経由) 川部駅まで	2.5 km	10 分		円	
2 □	JR奥羽線	川部駅から (経由) 弘前駅まで	6.3 km	20 分	定期券(6箇月)	28,000円	
3 □	徒 歩	弘前駅から (経由) 学 校まで	0.3 km	5 分		円	
4 □		から (経由) まで	. km	分		円	
5 □		から (経由) まで	. km	分		円	
6 □		から (経由) まで	. km	分		円	
総通勤距離		9.1 km		総所要時間		35 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住居から (経由) まで	. km	分			
2		から (経由) まで	. km	分			
3		から (経由) まで	. km	分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

〇〇小学校
29年4月3日
收受

通 勤 届

29年 6月 1日提出

変更：自転車使用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規(異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他(

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

転居で住所に変更があったことにより、通勤経路等の変更があった場合、□にレ印を付す

届出の理由が生じた日 29年 6月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 乗 等 の 欄 車 の 券 額	備 考
1 □	自転車	住居から(経由) 学校まで	2.5 km	20 分		円	
2 □		から(経由) まで	. km	分		円	
3 □		から(経由) まで	. km	分		円	
4 □		から(経由) まで	. km	分		円	
5 □		から(経由) まで	. km	分		円	
6 □		から(経由) まで	. km	分		円	
総通勤距離		2.5 km		総所要時間		20 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住居から(経由) まで	. km	分			
2		から(経由) まで	. km	分			
3		から(経由) まで	. km	分			
4		から(経由) まで	. km	分			
5		から(経由) まで	. km	分			
6		から(経由) まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

29年 6月 1日提出

変更：鉄道利用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規(異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他(

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の口にレ印を付する。)

バイパス開通等による通勤経路の変更や、都合による方法の変更(例：自転車→JR)があった場合、口にレ印を付す

届出の理由が生じた日 29年 6月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の券額	備考
1	<input type="checkbox"/> 徒歩	住居から(経由)大湊駅まで	0.5 km	10分		円	
2	<input checked="" type="checkbox"/> JR大湊線	大湊駅から(経由)近川駅まで	15.7 km	20分	定期券(6箇月)	46,660円	@320円
3	<input type="checkbox"/> 徒歩	近川駅から(経由)学校まで	1.0 km	15分		円	
4	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
5	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
6	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
総通勤距離		17.2 km		総所要時間		45分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住居から(経由)まで	. km	分			
2		から(経由)まで	. km	分			
3		から(経由)まで	. km	分			
4		から(経由)まで	. km	分			
5		から(経由)まで	. km	分			
6		から(経由)まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

29年 6月 1日提出

変更：バス利用

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規(異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他()

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の口にレ印を付する。)

運賃改正等により、職員が負担する運賃等に変更があった場合、口にレ印を付す

届出の理由が生じた日 29年 6月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の券額	備考
1	<input type="checkbox"/> 徒歩	住居から(経由)八戸駅まで	1.0 km	15分		円	
2	<input checked="" type="checkbox"/> 八戸市営バス	八戸駅から(経由)〇〇前まで	10.0 km	30分	定期券(6箇月)	68,040円	@300円
3	<input type="checkbox"/> 徒歩	〇〇前から(経由)学校まで	0.1 km	2分		円	
4	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
5	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
6	<input type="checkbox"/>	から(経由)まで	. km	分		円	
総通勤距離		11.1 km		総所要時間		47分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住居から(経由)まで	. km	分			
2		から(経由)まで	. km	分			
3		から(経由)まで	. km	分			
4		から(経由)まで	. km	分			
5		から(経由)まで	. km	分			
6		から(経由)まで	. km	分			
総通勤距離		. km		総所要時間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

変更：鉄道とバス利用

29年 6月 1日提出

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 1 新規(異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 2 住居の変更
- 3 通勤経路又は方法の変更
- 4 運賃等の負担額の変更
- 5 その他()

直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の口にレ印を付する。)

届出の理由が生じた日 29年 6月 1日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 等 の 券 額	備 考
1	<input type="checkbox"/> 徒 歩	住 居から (経由) 〇〇前まで	0.3 km	5 分		円	
2	<input type="checkbox"/> 八戸市営バス	〇〇前から (経由) 〇〇前まで	2.5 km	15 分	11枚綴回数券	2,000円	
3	<input checked="" type="checkbox"/> 徒 歩	〇〇前から (経由) 八戸駅まで	0.1 km	2 分		円	
4	<input checked="" type="checkbox"/> JR八戸線	八戸駅から (経由) 鮫 駅まで	11.8 km	25 分	定期券(6箇月)	34,210円	@240円
5	<input checked="" type="checkbox"/> 徒 歩	鮫 駅から (経由) 学 校まで	1.0 km	10 分		円	
6	<input type="checkbox"/>	から (経由) まで	. km	分		円	
総 通 勤 距 離		15.7 km		総 所 要 時 間		57 分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住 居から (経由) まで	. km	分			
2		から (経由) まで	. km	分			
3		から (経由) まで	. km	分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総 通 勤 距 離		. km		総 所 要 時 間		分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通 勤 届

29年 6月 6日提出

支給要件の喪失

(任命権者)		勤務公署名	〇〇市立〇〇小学校
青森県教育委員会 殿		所在地	〇〇市大字〇〇字△△1-1
職	教諭	氏名	青森太郎
住居	〇〇市▽▽-丁目2-3		

人事委員会規則7-44(通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

1 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)

2 住居の変更

3 通勤経路又は方法の変更

4 運賃等の負担額の変更

5 その他 (住居変更による支給要件の喪失(通勤距離2km未満))

直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

以下、記入不要

届出の理由が生じた日 29年 6月 6日

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗等の欄の券額	備考
1 □		住居から (経由) まで	. km	分		円	
2 □		から (経由) まで	. km	分		円	
3 □		から (経由) まで	. km	分		円	
4 □		から (経由) まで	. km	分		円	
5 □		から (経由) まで	. km	分		円	
6 □		から (経由) まで	. km	分		円	
総通勤距離		. km	総所要時間		分		

記入上の注意

1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。

2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。

4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。

5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。

6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住居から (経由) まで	. km	分			
2		から (経由) まで	. km	分			
3		から (経由) まで	. km	分			
4		から (経由) まで	. km	分			
5		から (経由) まで	. km	分			
6		から (経由) まで	. km	分			
総通勤距離		. km	総所要時間		分		

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。



通勤手当認定簿

氏名	所属		算出式		事務発生年月日		年月日		備考
	回数券等を使用している交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	回数	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)	1箇月当たりの運賃等の相当額	提出年月日	受理年月日	年月日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数	定期券回数	定期券	回数	回数	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用区間の名称	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間	取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	
1 改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2 改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3 改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4 改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額					a	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
自動車等使用者						年 月から 年 月まで			
条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離 . km)					改正	年 月から 年 月まで			
条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 . km)					改正	年 月から 年 月まで			
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号					b	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき					c	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
$\text{円} \times [\text{箇月}] = \text{円}$									

* 運賃等の額に改定があった場合は、「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等)に係る最後の月)を記入する。

支給額 年月日改正	特別運賃等の額の算出基礎		特別運賃等相当額		橋等の認定期間	取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	回数その他	定期券	回数その他	定期券				
条第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額					年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
支給額	円	円	円	円	3月	任命権者の確認欄 (改定)		
年月日改正	円	円	円	円	円	職	年 月 日 氏名 印	
年月日改正	円	円	円	円	円	職	年 月 日 氏名 印	
条第10条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当								
理由() 手当額の決定 <input type="checkbox"/> 条第10条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 条第10条第2項第2号イ <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 条第10条第2項第2号ロ <input type="checkbox"/> 規則第8条の3 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 条第10条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 条第10条 <input type="checkbox"/> 第4項 <input type="checkbox"/> 第5項								
決定事項	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)	私戻金相当額 第3項の額)	私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)	取扱者 認 印	
	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号					円	
	3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号					円	
	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円 (規則第9条の2 に規定する職員にあっては、70,000円) を超えていた場合 規則第20条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額 (算出基 礎)				月	(算出基礎)	円	
					月	(算出基礎)	円	

※ 特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月 (定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月) を記入する。

自動車使用

通勤手当認定簿

氏名 青森太郎		所属 〇〇市立〇〇小学校		事発発生年月日		29年 4月 1日	
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		29年 4月 3日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		受理年月日		29年 4月 3日	
順路	算出の基礎となる交通機関等又は新幹線鉄道等		運賃等の額の算出基礎		1箇月当たりの運賃等の相当額の	取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)
	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	回数券その他	定期券			
1	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者		円	円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
2	改正		円	円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
3	改正		円	円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
4	改正		円	円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額					支給の始期を記入		
自動車等使用者					年 月 日改正		
事例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離)					キロ数を記入 改正		
事例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 4.5 km)					3,700円 改正		
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号					年 月 日改正		
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき					年 月 日改正		
(a又はb) - 55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額(20,000円)を超えるときは20,000円。 (55,000円 + c)					年 月 日改正		
1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額					年 月 日改正		
円 × [箇月] = 円					年 月 日改正		

※運賃等の額に改定があった場合は、「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

自動車使用（みちのく有料道路利用）

通勤手当認定簿

氏名		青 森 太 郎		所属		〇〇市立〇〇小学校		事 実 発 生 年 月 日		2 9 年 4 月 1 日	
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		回		算 出 式)		提 出 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回						受 理 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日	
順 路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)	1箇月当たりの運賃等の相当額	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間	取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
				回数券その他	定期券						
1	みちのく有料道路			850 × 8,000 / 10,000 × 2 × 21 = 28,560		28,560円 (箇月)	28,560円	29年 4月から 月まで	南部	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
改正				※軽自動車の場合 640 × 8,000 / 10,000 × 2 × 21 = 21,504			円	年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	改正					円	円	年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3	改正					円	円	年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4	改正					円	円	年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者						a 28,560円		年 月 月まで		円	
自動車等使用者						1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額		年 月 月まで		円	
条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離)						キロ数を記入		年 月 月まで		円	
条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車)						改正		年 月 月まで		円	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者						1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額		年 月 月まで		円	
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号						改正		年 月 月まで		円	
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき						b 65,560円		年 月 月まで		円	
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき						c 5,280円		年 月 月まで		円	
60,280 × [12 箇月] = 723,360円						キロ数に応じた通勤手当の額を記入		年 月 月まで		円	
60,280 × [12 箇月] = 723,360円						南部		29年 4月から 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

※運賃等の額に改定があった場合には「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	取扱者 認 印	橋等の認定期間	特別運賃等相当額												備考		
			回数 その 他	定期 券 の 他	回数 その 他	定期 券 の 他	回数 その 他	定期 券 の 他	回数 その 他	定期 券 の 他	回数 その 他	定期 券 の 他	回数 その 他	定期 券 の 他			
1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	7	8	9	10	11	12	1月	2月	3月	任 命 権 者 の 確 認 ・ 決 定 (改 定)	備 考	
12	6		円 (簡月)														
支 給 額			60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	60,280円	津 軽 花 子 氏 名	29年4月
年月日改正			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	職 校 長		
年月日改正			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	職		
理由			<input checked="" type="checkbox"/> 該当 (○規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 通勤手当支給要件該当のため、ここにチェックを入れる 1 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input checked="" type="checkbox"/> 四輪自動車使用のため、ここにチェックを入れる 規則第8条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号														
私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)			円														
私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)			円														
私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)			円														
私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)			円														
私戻金相当額 (規則第20条の2 第3項の額)			円														

※ 特別運賃等の額に改定があった場合は、「橋等の認定期間」の「年 月 月」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

鉄道利用

通勤手当認定簿

氏名 青森太郎		所属 〇〇市立〇〇小学校		事発発生年月日		29年 4月 1日					
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		29年 4月 3日					
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		受理年月日		29年 4月 3日					
順序	路線	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)		1箇月当たりの支給の始期を記入	取扱者印	支給月	備考
						定期券回数その他	定期券額				
1	改正	JR 奥羽本線	青森駅 ~ 浪岡駅	定期券	22.4km	59,090円 (6箇月)	9,848.33円	29年 4月 1日から 5月 6日まで	南部	4月 5日	
2	改正							定期券の場合は、端数があってもそのまま記入		4月 11日	支給月に○
3	改正									4月 12日	
4	改正									4月 6日	
1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額						a	9,848.33円	年月日改正	年月日改正	年月日改正	円
自動車等使用者		使用距離		改正		円		年月日改正		円	
条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外)		使用距離		改正		円		年月日改正		円	
条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車)		使用距離		改正		円		年月日改正		円	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者		1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額		改正		円		年月日改正		円	
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円) を超えるとき		改正		円		年月日改正		円	
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円) を超えるとき		改正		円		年月日改正		円	
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円) を超えるとき		改正		円		年月日改正		円	

*運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年月日まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

新幹線利用

通勤手当認定簿

氏名 青森太郎		所属 〇〇市立〇〇小学校		事発発生年月日		29年 4月 1日				
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		29年 4月 3日				
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		受理年月日		29年 4月 3日				
順序	路線	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等		定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)	支給の始期を記入	取扱者印	支給月	備考
		普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間							
1	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者	東北新幹線・JR奥羽本線	青森駅～八戸駅	定期券(FREX)	85.7 km	215,510円 (3箇月)	29年 4月から 12月まで	南部	4月 5日	
2	改正						定期券の場合、端数があってもそのまま記入		支給月に○	
3	改正									
4	改正									
				1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額		a	71,836.66円	年月日改正		円
自動車等使用者				使用距離 (四輪自動車以外)		改正		年月日改正		円
自動車等使用者				使用距離 (四輪自動車)				年月日改正		円
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者				1 箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等				年月日改正		円
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号								年月日改正		円
1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1 箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき				8,418.33円				年月日改正		円
63,418.33...円 →(63,418円と1/3円)×3ヶ月 =190,254円+1円 =190,255円				63,418.33 × [3 箇月] = 190,255 円				年月日改正		円
支給の始期を記入				29年 4月から 12月まで				年月日改正		円
支給月に○								年月日改正		円

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等)に係る最後の月)を記入する。

支給月	支給額	特別運賃等の額の算出基礎												特別運賃等相当額	橋等の認定期間	取扱者印	支給月	備考
		回数その他	定期券	回数その他	定期券	回数その他	定期券	回数その他	定期券	回数その他	定期券	回数その他	定期券					
12月	0円																	
11月	0円																	
10月	190,255円																	
9月	0円																	
8月	0円																	
7月	190,255円																	
6月	0円																	
5月	0円																	
4月	190,255円																	
3月	0円																	
2月	0円																	
1月	190,255円																	
任命権者の確認・決定（改定）欄 29年4月津軽氏名 職 校長 職 氏名 職 氏名																		
支給額	190,255円																	
年月日改正																		
年月日改正																		
条例第10条第1項 該当・非該当 (□規則第5条) <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 理由 () 通勤手当支給要件該当のため、ここにチェックを入れる 1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 条例第10条第2項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第10条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第4号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第5号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第6号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第7号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第8号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第9号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第10号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第11号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第12号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第13号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第14号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第15号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第16号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第17号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第18号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第19号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第20号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第21号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第22号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第23号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第24号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第25号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第26号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第27号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第28号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第29号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第30号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第31号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第32号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第33号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第34号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第35号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第36号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第37号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第38号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第39号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第40号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第41号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第42号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第43号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第44号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第45号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第46号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第47号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第48号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第49号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第50号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第51号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第52号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第53号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第54号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第55号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第56号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第57号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第58号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第59号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第60号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第61号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第62号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第63号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第64号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第65号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第66号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第67号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第68号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第69号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第70号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第71号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第72号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第73号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第74号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第75号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第76号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第77号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第78号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第79号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第80号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第81号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第82号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第83号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第84号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第85号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第86号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第87号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第88号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第89号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第90号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第91号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第92号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第93号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第94号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第95号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第96号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第97号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第98号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第99号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第100号																		
決定事項	返納事由 発生年月 返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等) 返戻金相当額 (規則第20条の2第3項の額) の算出基礎 返戻金相当額 (規則第20条の2第3項の額)																	
事項	新幹線鉄道等利用のため、ここにチェックを入れる 1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号 条例第10条第2項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第10条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第4号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第5号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第6号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第7号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第8号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第9号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第10号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第11号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第12号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第13号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第14号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第15号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第16号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第17号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第18号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第19号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第20号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第21号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第22号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第23号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第24号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第25号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第26号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第27号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第28号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第29号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第30号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第31号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第32号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第33号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第34号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第35号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第36号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第37号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第38号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第39号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第40号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第41号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第42号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第43号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第44号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第45号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第46号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第47号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第48号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第49号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第50号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第51号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第52号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第53号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第54号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第55号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第56号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第57号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第58号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第59号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第60号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第61号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第62号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第63号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第64号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第65号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第66号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第67号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第68号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第69号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第70号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第71号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第72号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第73号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第74号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第75号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第76号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第77号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第78号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第79号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第80号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第81号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第82号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第83号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第84号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第85号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第86号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第87号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第88号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第89号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第90号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第91号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第92号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第93号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第94号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第95号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第96号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第97号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第98号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第99号 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第100号																	
※ 特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。																		

バス利用（回数乗車券）

通勤手当認定簿

氏名 青 森 太 郎		所属 ○○市立○○小学校		29年 4月 1日					
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		29年 4月 3日					
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		29年 4月 3日					
順路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額		支給の始期を記入	取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
				回数その他	定期券				
1	弘南バス	3,500/11 × 2 × 12 = 13,363.63	km	13,363円	13,363円	29年 4月 12日	南部	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2									毎月支給の場合は、○印省略可
3									
4									
回数乗車券等の場合は算出式を記入（端数処理しない）				回数乗車券等の場合は、ここで端数を切捨て ただし、他に回数券の運賃等相当額がある場 合、合算して切捨て					
普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者				1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額		13,363円			
自動車等使用者				1 箇月当たりの運賃等以外の使用距離 (km)					
自動車等使用者				1 箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額					
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者				1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1 箇 月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計 額が55,000円（規則第9条の2に規定する職員に あつては、70,000円）を超えるとき					
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号				1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1 箇 月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計 額が55,000円（規則第9条の2に規定する職員に あつては、70,000円）を超えるとき					
				× [簡月] 与					

※運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

バス利用 (ICカード)

通勤手当認定簿

氏名		青 森 太 郎		所属		〇〇市立〇〇小学校		事 実 発 生 年 月 日		2 9 年 4 月 1 日		
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		回		算出式)		提 出 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日		
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回))		受 理 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日		
順 路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	定期券回数その他	運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)	支給の始期を記入	機関等線鉄道等期間	取扱者印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
1	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者	青森市営バス	〇〇前停留所 ～ □□前停留所	ICカード	運賃260円	10,031円	10,031円	29年4月から 7月まで	4月 12日	南部	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者							1か月あたり平均通勤所要回数21回の場合 におけるICカードの運賃相当額を記入す る。			毎月支給の場合は、○印省略可	
3	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者										7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4	普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者										1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額								a	10,031円	年 月 日改正	年 月 日改正	円
自動車等使用者		条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離 . km)		改正		改正		年 月 日改正		年 月 日改正		円
自動車等使用者		条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 km)		改正		改正		年 月 日改正		年 月 日改正		円
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号								b	円	年 月 日改正	年 月 日改正	円
1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1 箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき								c	円	年 月 日改正	年 月 日改正	円
1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1 箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき									円	年 月 日改正	年 月 日改正	円

※運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

支給 年月日 改正	支給額	特別運賃等の額の算出基礎												特別運賃等相当額	橋等の認定期間	取扱者 認印	支給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考						
		回数 その他	定期 券	回数 その他	定期 券	回数 その他	定期 券	回数 その他	定期 券	回数 その他	定期 券	回数 その他	定期 券											
4月	10,031円													10,031円			1	2	3	4	5	6		
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										
12月	10,031円													10,031円										
1月	10,031円													10,031円										
2月	10,031円													10,031円										
3月	10,031円													10,031円										
4月	10,031円													10,031円										
5月	10,031円													10,031円										
6月	10,031円													10,031円										
7月	10,031円													10,031円										
8月	10,031円													10,031円										
9月	10,031円													10,031円										
10月	10,031円													10,031円										
11月	10,031円													10,031円										

鉄道とバス利用

通勤手当認定簿

氏名 青 森 太 郎		所属 ○○市立○○小学校		29年 4月 1日	
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		29年 4月 3日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		29年 4月 3日	
順路	算出の基礎となる交通機関等の名称	回数券等の利用区間	その他	その他	金額
	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	回数券	その他	その他	金額
1	八戸市営バス	〇〇前停留所 〇〇前停留所	2,500/11 × 21 = 9,545.45	9,545円	9,545円
2	JR 八戸線	八戸駅 紋駅	11.8km	34,210円 (6箇月)	5,701.66円
3			回数乗車券等の場合は算出式を記入(端数処理しない)		
4			距離により運賃等相当額が決められている場合は、距離を記入		
				1～4の合計額を記入(55,000円(又は70,000円)を超えるか否かをチェック)	
		1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額		a	15,246.66円
自動車等使用者		条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離 km)		改正	
		条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 km)		改正	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者		規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		b	
1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき		(a又はb) - 55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ) の2分の1の額 (20,000円を超えるときは20,000円) (55,000円 + c)		c	
		× [箇月] 号			

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等)に係る最後の月)を記入する。

自動車と鉄道の併用

通勤手当認定簿

氏名 青森太郎		所属 〇〇市立〇〇小学校		事発発生年月日		29年 4月 1日	
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		29年 4月 3日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		受理年月日		29年 4月 3日	
順路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	運賃等回数その他	相当額(特別料金等相当額を含む。)
1 改正	JR 奥羽線	川部駅 ~ 弘前駅	定期券	6.3km	28,000円 (6箇月)	4,666.66円	29年4月から月まで
2 改正	距離により運賃等相当額が決められている場合は、距離を記入 (それ以外は、記入不要)			定期券回数その他	定期券の場合、端数があってもそのまま記入	4,666.66円	29年4月から月まで
3 改正							
4 改正							
1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額				a	4,666.66円	円 年 月 日 改正	
自動車等使用者		併用距離		キロ数に応じた自動車等の月額を記入		支給の始期を記入	
併用者かつ自動車等での通勤距離が2km以上のため、ここにチェックを入れる		併用距離		2,000円		29年4月から月まで	
条例第10条第2項第2号の額 (四輪自動車)		使用距離		2.5km		29年4月から月まで	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者				1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額		b	
規則第8条の4 第1号 □第2号 □第3号				1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額		6,666.66円	
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円) を超えるとき				c		55,000円 (又は70,000円) を超えるか否かをチェック	
55,000円 (又は70,000円) を超えるとき				78,9101112		7 8 9 10 11 12	

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月 (定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月) を記入する。

自転車使用

通勤手当認定簿

氏名 青森太郎		所属 〇〇市立〇〇小学校		事発発生年月日		29年 4月 1日					
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		29年 4月 3日					
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		受理年月日		29年 4月 3日					
順序	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	定期券回数その他	1箇月当たりの運賃等の相当額の相当額		取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考	
						運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)	定期券額				
1	普通交通機関等又は新幹線鉄道等			km		円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正						円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
2	普通交通機関等又は新幹線鉄道等			km		円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正						円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
3	普通交通機関等又は新幹線鉄道等					円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正						円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
4	普通交通機関等又は新幹線鉄道等					円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正						円	円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
キロ数を記入				キロ数に応じた自動車等の月額を記入				支給の始期を記入			
月当たり				月当たり				月当たり			
自動車等使用者				自動車等使用者				自動車等使用者			
条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外)				使用距離 2.5 km				2,000円			
改正				改正				改正			
条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車)				使用距離 km				円			
改正				改正				改正			
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者				普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者				普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者			
規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号				1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額				円			
改正				改正				改正			
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき				(a又はb) - 55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額(20,000円を超えるときは20,000円)。(55,000円+ c)				円			
改正				改正				改正			
× [箇月] 号				× [箇月] 号				円			
改正				改正				改正			

※運賃等の額に改定があった場合は、「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

往路バス利用、復路鉄道利用

通勤手当認定簿

氏名		青 森 太 郎		所属		〇〇市立〇〇小学校		29年		4月		1日			
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		回		算出式)		事 実 発 生 年 月 日		29年		4月		3日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回))		受 理 年 月 日		29年		4月		3日	
順 路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	定期券回数その他	運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等の相当額	支給の始期を記入 の認定期間	支 給 月	29年	4月	1日		
						定期券	他								
1	普通交通機関等又は新幹線利用者	〇〇前停留所 〇〇前停留所	5,200/11×21 =9,927.27	km	14,509円	円	14,509円	29年	4月	1日	29年	4月	1日	往路バス利用	
2	JR 五能線	陸奥森田駅 鱈ヶ沢駅	2,400/11×21 =4,581.81	km	円	円	円	29年	4月	1日	29年	4月	1日	復路JR利用	
3	往路(復路)のみ利用のため×2しない回数乗車券等の場合は算出式を記入(端数処理はしない)													必要に応じて記入	
4															
自動車等使用者		1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額		14,509円		円		年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正		円	
条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離 km)		55,000円 (又は70,000円) を超えるか否かをチェック		円		円		年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正		円	
条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 km)		改正		円		円		年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正		円	
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の併用者 (a又はb) - 55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額 (20,000円を超えるときは20,000円) (55,000円+c)		円		円		年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正		円	
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の併用者 額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円) を超えるとき		円		円		円		年 月 日 改正		年 月 日 改正		年 月 日 改正		円	

※運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月 (定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月) を記入する。

特別運賃等の額の算出基礎	定期券回数その他		特別運賃等相当額		橋等の認定期間		取扱者印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	回数	その他	定期券	その他	年 月 日	年 月 日			
定期券回数その他									
特別運賃等の額の算出基礎									
回数									
その他									
特別運賃等相当額									
定期券									
その他									
橋等の認定期間									
取扱者印									
支給月									
備考									
支給額	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円	14,509円
年月日改正									
年月日改正									
条令第10条第1項 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 理由()	<p>通勤手当支給要件該当のため、ここにチェックを入れる。</p> <p>交通機関等使用のため、ここにチェックを入れる。</p>								
条令第10条第2項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 条令第10条第2項第2号イ <input type="checkbox"/> 条令第8条の3(通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 条令第10条第2項第2号ロ <input type="checkbox"/> 条令第8条の3(通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 条令第10条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 条令第8条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	<p>返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)</p> <p>私戻金相当額 (規則第20条の2第3項の額) の算出基礎</p> <p>私戻金相当額 (規則第20条の2第3項の額)</p> <p>1 箇月当たりの運賃等の相当額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えていた場合 規則第20条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)</p>								
私戻金相当額	<p>規則第20条の2第1項 発生年月</p> <p><input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号</p>								
取扱者印	<p>29年 4月 2日 津軽 氏名 印</p> <p>年 月 日 氏名 印</p> <p>年 月 日 氏名 印</p>								
備考	<p>任命権者の確認欄</p> <p>職 校長 氏名 津軽 氏名 印</p> <p>職 職 氏名 印</p> <p>職 職 氏名 印</p>								

※ 特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等)に係る最後の月)を記入する。

異動や支給要件の喪失：自動車使用

通勤手当認定簿

氏名		青 森 太 郎		所属		〇〇市立〇〇小学校		事 実 発 生 年 月 日		2 9 年 4 月 1 日		
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		回		算出式				提 出 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日		
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回						受 理 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日		
順 路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	定期券回数その他	運賃等の額の算出基礎	定期券回数その他	運賃等相当額を含む。)	1箇月当たりの運賃等の相当額	普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間	取扱者印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
1	普通交通機関等	普通交通機関等	普通交通機関等	定期券	km		円 (簡月)	円	年 月 日		1 2 3 4 5 6	
改正									年 月 日		7 8 9 10 11 12	
2	普通交通機関等	普通交通機関等	普通交通機関等	定期券	km		円 (簡月)	円	年 月 日		1 2 3 4 5 6	
改正									年 月 日		7 8 9 10 11 12	
3	普通交通機関等	普通交通機関等	普通交通機関等	定期券			円 (簡月)	円	年 月 日		1 2 3 4 5 6	
改正									年 月 日		7 8 9 10 11 12	
4	普通交通機関等	普通交通機関等	普通交通機関等	定期券			円 (簡月)	円	年 月 日		1 2 3 4 5 6	
改正									年 月 日		7 8 9 10 11 12	
<p>1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額</p> <p>自動車等使用者 (四輪自動車以外 使用距離 km) 改正</p> <p>条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車 (四輪自動車 使用距離 4.5km) 改正</p> <p>条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 (四輪自動車 使用距離 4.5km) 改正</p> <p>普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号</p> <p>1 箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき</p> <p>(a又はb) -55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額(20,000円を超えるときは20,000円) (55,000円+c)</p> <p>× [簡月] 号</p>												
<p>支給単位期間が1か月のため支給の終期を記入する必要なし</p> <p>事由に応じて記入</p> <p>29年 4月 3日</p> <p>3,700円</p> <p>異動により30年3月まで支給終了</p>												

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

返納を伴う変更等：鉄道とバス利用

通勤手当認定簿

氏名		青 森 太 郎		所属		〇〇市立〇〇小学校		事 実 発 生 年 月 日		2 9 年 4 月 1 日	
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		回		算出式				提 出 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回						受 理 年 月 日		2 9 年 4 月 3 日	
順 路	算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 普通交通機関等又は新幹線鉄道等の名称	利用区間	定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎 回数券 その他	定期券 回数券 その他	支給単位期間が複数月のものについて、事由発生月を記入 支給単位期間が1か月のものについて、空欄のままよい		取 扱 認 証	備 考		
						円	円				
1	八戸市営バス	〇〇前停留所 〇〇前停留所	11枚綴回数券	2,500/11×21 =9,545.45	km	9,545円	29年4月から 29年3月まで	南部	事由に応じて記入 異動により 30年3月まで 支給終了		
2	JR八戸線	八戸駅 紋駅	定期券	11.8km	円	34,210円 (6箇月)	29年4月から 30年3月まで	南部	異動による		
3					円						
4					円						
1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額						a	15,246.66円				
自動車等使用者		条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外 使用距離 . km)		改正							
自動車等使用者		条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用距離 km)		改正							
普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号						b					
1箇月当たりの運賃等の相当額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき						c					
1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額											
(a又はb) - 55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額(20,000円を超えるときは20,000円)(55,000円+c)											
× [箇月] 号											

異動の時期が支給単位期間の中途である
か否かを「支給月」欄の記載により確認
(中途の場合は、返納事由の発生に注意)

※運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

支給 年月日	支給額	特別運賃等の額の算出基礎												橋等の認定期間	取扱者 認印	支給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考	
		定期券 回数 その他	定期券	回数 その他	定期券	回数 その他	定期券	回数 その他	定期券	回数 その他	定期券	回数 その他	定期券					回数 その他
条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額																		
4月	190,255円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
5月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
6月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
7月	190,255円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
8月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
10月	190,255円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
11月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
12月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
1月	190,255円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
任命権者の確認・ 決定(改定)欄																		
29年 4月 津軽 氏名 津軽 花子 職 校長																		
職 氏名 職 氏名																		
私戻金相当額 (規則第20条の2 3項の額)																		
126,836円																		
取扱者 認印																		
南部																		
返納通知書																		
返納方法を記入 (「返納通知書」又は「差引」)																		
算定式を記入(返納額が0円となる場合も含む)。 ※本計算についてはP26【事例2】参照																		
返納額(最低額) 126,836円																		
算出基礎																		
算出基礎																		

離職、死亡による場合は「第1号」に、
 通勤経路・方法の変更等(異動を含む)による場合は「第2号」
 に、月の中途からの休職等による場合は「第3号」に、
 出張、休暇、欠勤等による場合は「第4号」にチェックを入れる

事由発生年月を記入
 事由発生年月を記入
 事由発生年月を記入

※ 特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「年 月 月」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等)に係る最後の月)を記入する。

職員の区分
電算
臨時

通勤手当報告書

年 月 分 学校名

年 月 日 提出

番号	氏名		支給開始(終了)年月		通勤方法 コード	総通勤距離	自動車等使用距離	特別料金等の額	備考	※教育事務所使用欄	
	職	員	年	月						入	力
1				月							
2				月							
3				月							
4				月							
5				月							
6				月							
7				月							
8				月							
9				月							
10				月							

通勤方法 コード表	区 分		コード	区 分		コード
	交通機関等利用者	交通機関等利用者以外		併用者	交通機関等利用者以外	
交通機関等利用者	定期以外(バスカード含)	定期のみ	10	交通機関等+四輪自動車	60	
	定期+回数券等	定期+回数券等	11	交通機関等+四輪自動車以外	70	
	四輪自動車	定期+回数券等	12	定期+四輪自動車	61	
	オートバイ	定期+回数券等+四輪自動車以外	20	定期+四輪自動車以外	71	
交通機関等利用者以外	四輪自動車	定期+回数券等+四輪自動車	30	定期+回数券等+四輪自動車	62	
	その他	定期+回数券等+四輪自動車以外	40	定期+回数券等+四輪自動車以外	72	
支給要件の喪失、通勤停止		50	往路と復路の通勤方法が異なる場合	82		

※「交通機関等利用者」、「併用者」、「往路と復路の通勤方法が異なる場合」の職員について報告する場合は、「氏名」欄、「職員番号」欄、「支給開始(終了)年月」欄、「通勤方法コード」欄及び「備考」欄のみ記入すること。

通勤手当報告書

職員の区分

4年 4月分

学校名
青森市立青森小学校

4年 4月 4日 提出

電算

電算職員と臨時職員は別業とし、いずれかを○で囲みます。

臨時

番号	氏名 職員番号	支給開始(終了)年月		通勤方法 コード	総通勤距離	自動車等使用距離	特別料金等の額	備考	※教育事務所使用欄	
		年	月						入	果
1	青森 太郎 0123456	4年	4月	20	12.0km	12.0km		添付書類あり		
2	津軽 華子 1987654	4年	4月	10				添付書類あり		
3	南部 桜子 1234567	4年	4月	60				添付書類あり		
4	梅田 椿 0607080	4年	4月	00				3/30～産休 4月～通勤実績ない見込み		
5	三北 梅子 1654321	4年	4月	00				4/1 産休日、4/2、年休、4/3～病休 4月～通勤実績ない見込み		
6	南 美子 0987654	4年	4月	20	15.0km	15.0km		4/15 産休から復職 通勤方法等は産休・産休前と同様		
7	終 一郎 1234987	4年	4月	00				3/31 住居移転、4/1～通勤距離2km未満により 支給要件喪失 添付書類あり		
8	東 京三郎 0308540	4年	4月	00				3/31 通勤方法を徒歩へ変更したことにより支給 要件喪失 添付書類あり		
9										
10										

通勤方法が「四輪自動車」、「四輪自動車以外」の場合のみ記入します。
こちらと同様。

下の「通勤方法コード表」を参考にコードを記入します。

1～3: 新規、通勤方法の変更等
4～5: 通勤手当の停止
6 : 通勤手当の開始
7～8: 支給要件の喪失

※「交通機関等利用者」、「併用者」、「往路と復路の通勤方法が異なる場合」、「氏名」欄、「職員番号」欄、「支給開始(終了)年月」欄、「通勤方法コード」欄及び「備考」欄のみ記入すること。

通勤方法 コード表	区		分		区		分		区		分	
	区	コード	区	コード	区	コード	区	コード	区	コード	区	コード
交通機関等利用者	定期以外(バスカード含)	10	定期以外	10	交通機関等+四輪自動車	60	併用者	定期以外	11	交通機関等+四輪自動車以外	70	
	定期のみ	11	定期	12	定期+四輪自動車	61		定期	20	定期+四輪自動車以外	71	
交通用具	定期+回数券等	12	四輪自動車	30	定期+回数券等+四輪自動車	62		四輪自動車以外	30	定期+回数券等+四輪自動車以外	72	
	オートバイ	20	四輪自動車以外	40	定期+回数券等+四輪自動車以外	72		その他	40	往路と復路の通勤方法が異なる場合	82	
	自転車	30	支給要件の喪失、通勤停止	50					50			
	その他	40		00					00			

質 疑 応 答 集

この質疑応答における略語の用例については、次のとおりである。

条 例・・・職員の給与に関する条例（昭和26年7月17日青森県条例第37号）

規 則・・・青森県人事委員会規則7-44（通勤手当）

運用通知・・・通勤手当の運用について（平成16年2月青人委15第324号）

目 次

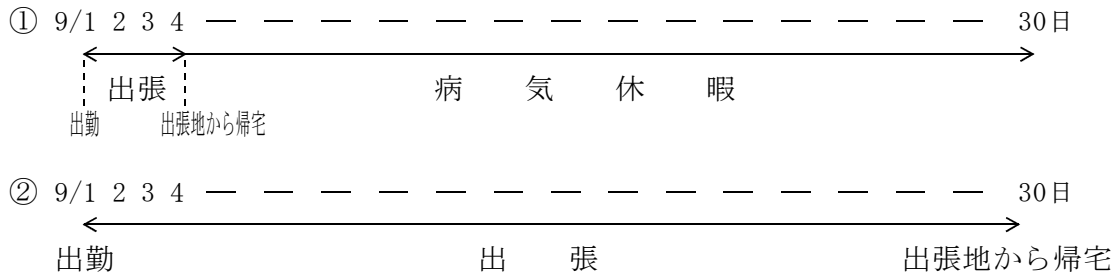
1	通勤手当上の「通勤」の意味	7 4
問 1	通勤手当上の「通勤」の意味	7 4
2	通勤距離の測定方法	7 4
問 2	通勤距離の測定方法	7 4
3	交通機関等利用者関係	7 5
問 3	運賃等	7 5
問 4	通勤経路が二以上ある場合	7 5
問 5	交通機関の運賃が異なる場合	7 6
問 6	大多数の職員が利用している経路	7 6
問 7	日によって通勤の方法を異にしている場合	7 7
問 8	往路と帰路を違う方法で通勤する者の通勤手当	7 8
問 9	列車の運行時刻が不便なため往路と帰路を異にする場合	7 9
問 10	回数乗車券等を利用する職員に係る確認の方法	7 9
4	自動車等使用者関係	8 0
問 11	自動車の相乗りによる通勤の場合	8 0
問 12	自動車を夫婦が共有している場合の通勤手当	8 1
問 13	経路が2つある場合の通勤手当の認定	8 2
問 14	往復の通勤経路が異なる場合の通勤手当の額	8 2
5	支給制限関係	8 3
問 15	月の初日の朝帰宅し、翌日から月の末日まで通勤しない場合	8 3
6	支給の始期及び改定の時期	8 3
問 16	新採用者の通勤手当の始期	8 3
問 17	年末の休日に事実発生した場合の支給の始期	8 4
問 18	住居を移転した場合の改定時期	8 4
問 19	出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期（住居移転の場合）	8 5
問 20	出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期（通勤方法の変更の場合）	8 6
7	支給単位期間	8 7
問 21	支給単位期間の中途に異動等があることが事前に明らかな場合	8 7
問 22	支給単位期間の開始に係る具体例	8 7
問 23	規則第20条の4第3項の「その他の事由」	8 7

8	休職等不支給の場合	-----	8 8
問24	通勤手当の支給を受けていた職員が休職等にされた場合	-----	8 8
問25	公務傷病による休職の場合	-----	8 8
9	支給関係	-----	8 9
問26	6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由	-----	8 9
問27	長期の特別休暇に係る支給の取扱い	-----	8 9
問28	再任用職員が青い森鉄道を利用して通勤する際の手当額	-----	9 0
10	特別急行列車利用者	-----	9 0
問29	新幹線鉄道等に係る通勤手当改正の趣旨	-----	9 0
問30	利用できる特別急行列車等が片道しかない場合	-----	9 2
11	冬季のみ交通機関等利用	-----	9 2
問31	冬季のみ交通機関等を利用する場合の「冬季」とは	-----	9 2
問32	定期券よりも回数券により支給した方が安い場合	-----	9 3
問33	結果として冬季のみの交通機関等利用となった場合	-----	9 3
問34	冬季のみ利用予定であった交通機関等を4月以降も継続して 利用する場合	-----	9 4
12	その他	-----	9 4
問35	タクシー以外の交通機関が運行されていない場合	-----	9 4

1 通勤手当上の「通勤」の意味

〔問1〕通勤手当上の「通勤」の意味

通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいうとされているが、次の場合は通勤に該当するか。



〔答〕

通勤とは、規則第2条第1項に規定されているとおり、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいい、片道のみの移動行為は、通勤手当上の通勤の概念には該当しないものである。

したがって、①②とも出勤行為だけであるから通勤があったものとはならない。

なお、この場合において、用務終了後帰庁して退勤した場合は、初日における出勤行為と退勤行為を併せて通勤に該当することになる。

〈補足〉

出張、研修、病気休暇、年次休暇等、その理由にかかわらず、月の初日から末日まで1日も通勤しなかった場合は、当該月に係る通勤手当は支給されない。

2 通勤距離の測定方法

〔問2〕通勤距離の測定方法

通勤距離の算定方法等について具体的に明示されたい。

〔答〕

通勤距離の算定に当たっては、住居の出入口から勤務公署において出勤が確認される場所（出勤が確認される場所が二以上あるときは、勤務公署の出入口から最も離れた場所とする。）までの間について、規則第2条第2項及び運用通知第2条関係の規定により行うものとする。

3 交通機関等利用者関係

○ 運賃等

〔問3〕 運賃等

次に掲げるものは給与条例第10条にいう「運賃等」に含まれるか。

- ① 徒歩通勤者が、最短の経路をとるために、鉄道駅の入場券を購入し、その構内を通り抜けて通勤している場合の入場券
- ② 株主優待乗車券を取得するために負担することとなる費用

〔答〕 いずれも運賃等には含まれない。

○ 「最も経済的かつ合理的」の解釈等

〔問4〕 通勤経路が二以上ある場合

規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は、ある特定の場所と勤務公署とを結ぶ経路を考えた場合、常に客観的に一つの経路及び方法のみに限定されるか。

〔答〕

規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は、必ずしも特定の通勤区間について常に一つの経路及び方法のみに限定されるものではない。

〔問5〕 交通機関の運賃が異なる場合

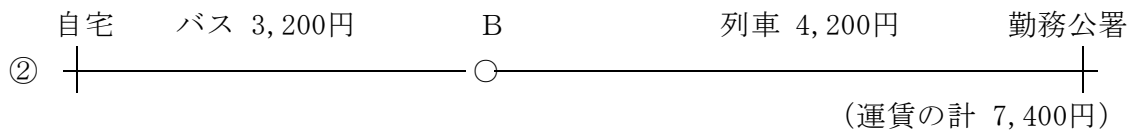
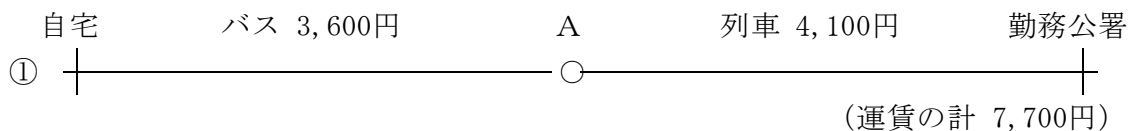
通常の通勤の経路及び方法として、職員の利用している交通機関以外にも利用できる交通機関がある場合において、職員の利用している交通機関の運賃が他の交通機関の運賃に比べて高いときは、他の交通機関により運賃等相当額を算出することとなると考えられるかどうか。

〔答〕

一般的には、二以上の通勤の経路がいずれも一般的に利用されており、かつ、規則第6条にいう合理的な通常の経路として認められるときは、職員が現実利用している交通機関によって運賃等相当額を算出することとなる。

〔問6〕 大多数の職員が利用している経路

次の事例において、①を規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」と認めてよいか。



- 備考 1 バス及び列車の路線は①及び②についてそれぞれ同じである。
2 列車は、Aから勤務公署までは20分間隔、Bから勤務公署までは1時間間隔であり、大多数の職員が時間的に便利な①によっている。

〔答〕

設問の場合は、大多数の職員が①の路線によっている事情があり、当該路線を認めて差し支えない。

〔問7〕 日によって通勤の方法を異にしている場合

職員が、毎月約3分の1は自転車通勤、残り3分の2はバス通勤のように日によって通勤方法を異にしている場合は、規則第8条の運賃等相当額は、いずれの方法によって算出することとなるか。

〔答〕

職員が、日によって通勤方法を異にしている場合は、そのうちその者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤の方法とみなして取り扱うこととする。

なお、原則としている方法がいずれの方法であるか判定し難いときは、年間を通じて主として用いている通勤の方法によることとする。

○ 「正当な理由」について

〔問 8〕 往路と帰路を違う方法で通勤する者の通勤手当

職員が、自宅より次の方法で通勤している場合の通勤手当の支給方法について御教示されたい。

なお、当該職員は、夫（職員ではない）の勤務公署と同一方向にあることから、朝の通勤については夫の自動車に登庁しているが、帰路については、夫と退庁する時間が違うため毎日バスを利用しているものである。

(往路) 自宅 $\xrightarrow[自家用車]{6.0\text{km}}$ 勤務公署 (帰路) 勤務公署 $\xrightarrow{\text{バス}}$ 自宅

〔答〕

通勤手当に係る運賃等相当額の算出の基礎となる通勤の経路又は方法は、往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤経路又は方法を異にするものであってはならない（規則第7条）ことになっている。

設問のように、職員の都合により通勤方法を異にして通勤している場合は、その者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって、その者が常例とする通勤方法とみなして取り扱うことになっている。この場合において、原則としていずれの方法によるか判定し難いときは、年間を通じ主としてとっている通勤方法により支給することになる。

したがって、設問の場合は、夫の自動車によって通勤することを常例とする職員とみなされるならば、通勤距離が6 km以上であるので月額4,600円の通勤手当が支給され、交通機関（バス）を利用することを常例とする職員とみなされるならば、その交通機関の利用区間に係る回数券等の額を基礎として算定される通勤手当を支給することとなる。

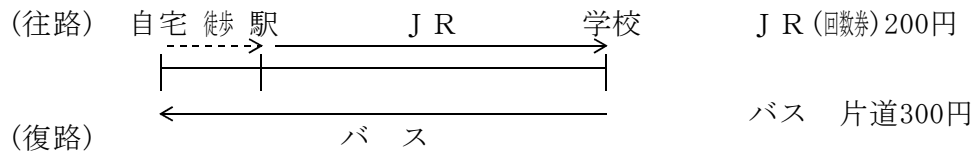
〔問9〕 列車の運行時刻が不便なため往路と帰路を異にする場合

職員が通勤のため利用できる交通機関としては列車とバスとがあるが、定時までに出勤するためには、列車を利用すると、その運行の関係上、勤務公署の所在地の駅に6時40分着の列車だけしか利用できないので、出勤時間より1時間以上も早く勤務公署に到着する。このため職員は、往路にはバス、帰路には列車を利用している。

この場合、運賃等相当額の算出に当たっては、規則第7条ただし書の「正当な理由」に該当するものと認めてよいと思われるがどうか。

〔答〕 お見込みのとおり。

〔例〕 往路では、始業時刻に間に合うバスがないためJRを利用
復路では、終業後1時間以内に帰宅するための列車がないため、バスを利用



$$\begin{array}{l} \text{○支給額} \quad \frac{2,000}{11} \times 21\text{回} + \frac{3,000}{11} \times 21\text{回} = 9,545.3 \\ \qquad \qquad \qquad \frac{3,818.1}{\qquad \qquad \qquad} \qquad \qquad \qquad \frac{5,727.2}{\qquad \qquad \qquad} \qquad \qquad \qquad \therefore 9,545\text{円} \end{array}$$

〔問10〕 回数乗車券等を利用する職員に係る確認の方法

定期券を利用する職員については、条例第10条第1項の職員たる要件を具備するか否か等は、定期券等により確認できるが、回数券又はプリペイドカードを利用する職員についてはどのようにしてこれらのことを確認したらよいか。

〔答〕

回数券又はプリペイカードを利用する職員についても、定期券を利用する職員と同様にその提示を求める等の方法により確認することとなる。

4 自動車等使用者関係

○ 支給範囲

〔問11〕 自動車の相乗りによる通勤の場合

2人の職員が1台の自動車で同一公署に通勤している場合、通勤手当はどのように支給することとなるか。

- ① 自動車を2人で共有し、経費を共同負担としている場合
- ② 一方が自動車を所有し、他方が経費を負担している場合
- ③ 一方が自動車を所有して経費も負担しており、他方がこれに便乗している場合
 - イ 謝礼を出している場合
 - ロ 謝礼を出していない場合

〔答〕

自動車通勤している場合における通勤手当については、当該交通の用具が職員の所有（共有を含む。）に属する場合又は職員が当該交通の用具につき法的に正当な使用权を有すると認められる場合で、自らそれを使用する職員に対して支給されるものであり、職員が経費等を負担している場合や、当該交通用具が職員の所有（共有を含む。）に属する場合等であっても、自己以外の者が使用する交通の用具を利用するにとどまる場合（いわゆる便乗等の場合）には、通勤手当を支給することはできない。

<補足>

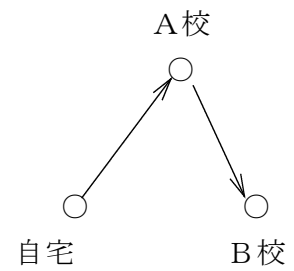
本人の所有等する自動車に県職員以外の者と相乗りしている場合は、通勤手当の対象となる。

参考例

- ・ 民間勤務の夫が職員である妻を、勤務校まで送迎している → 支給対象
- ・ 子が職員の所有等する自動車で、勤務校まで送迎している → 支給対象
- ・ 父親が職員の所有等に属さない自動車で、勤務校まで送迎している → 支給対象外

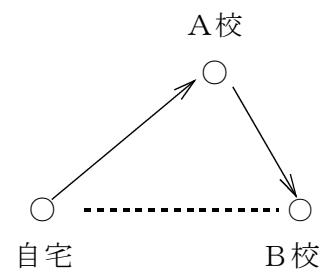
〔問12〕 自動車を夫婦が共有している場合の通勤手当

共に職員である夫婦が1台の自動車を使用して、夫が妻の勤務先であるA校に妻を送った後、夫の勤務先であるB校に通勤している場合（復路と同経路、右図参照）で、名義上の所有者は夫になっているが、夫婦の共有の財産である旨の届出がなされた場合、それぞれの職員に対する通勤手当の支給はどのようにしたらよいか。



〔答〕

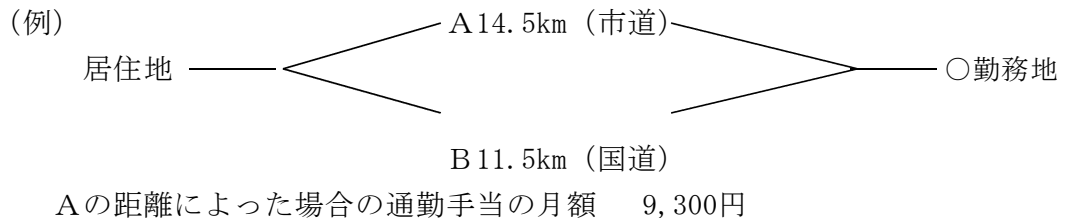
同じ住居から同じ車を使い通勤している夫婦に対して通勤手当を二重に支給するのは、実費用弁償的正確を持つ通勤手当の趣旨及び社会一般の常識から見て適切ではないことから、1台の車で手当の対象となる職員は1人に限られるものである。このため、妻については通勤手当を支給できず、夫については自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であれば、自宅からA校を経由しB校に至る距離に応じた通勤手当を支給することとなる。ただし、夫については、他に自宅からB校に至る経済的な路線（右下図参照）がある場合は、当該路線に応じた距離に相当する通勤手当を支給することとなる。



○ 自動車の使用距離

〔問13〕 経路が2つある場合の通勤手当の認定

交通機関を利用する職員の通勤手当の認定は「経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による」（規則第6条）こととされているが、自家用車を使用する職員については経済的観念にとらわれず、その届出経路により認定して差し支えないか、次の例によって御教示されたい。

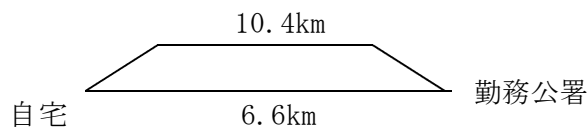


〔答〕

規則第2条第2項に「一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。」と規定してあるため、設問の場合の通勤手当はBの経路により認定することになる。

〔問14〕 往復の通勤経路が異なる場合の通勤手当の額

自動車通勤している職員が、一方通行等の事由により、下図のような往路と帰路を異にした経路で通勤している場合、自家用車の使用距離はどのように算出することになるか。



〔答〕

設問のように交通規制等により、通勤経路の往路と帰路を異なった経路でとらなければならない場合は、往路と帰路との使用距離の合計の2分の1キロ数に対応する額で通勤手当を支給することになる。

5 支給制限関係

〔問15〕月の初日の朝帰宅し、翌日から月の末日まで通勤しない場合

月の末日から翌月の初日にかけて宿直した職員が、帰宅後、その月は全期間病気休暇により通勤しなかった場合の通勤手当はどうか。

〔答〕

その月の初日から末日までの間に、規則第2条第1項にいう通勤（住居と勤務校との間の往復）をしないこととなるので、規則第21条の規定によりその月分の通勤手当は支給できない。

6 支給の始期及び改定の時期

〔問16〕新採用者の通勤手当の始期

4月1日付けの新採用者について、3月31日までに住居の移転を完了している場合、実際の通勤が4月5日からであっても4月1日を条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日として取り扱い、4月分から通勤手当を支給してよいか。

〔答〕

職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日とは、職員が通勤できる状態に至った日とされ、公署への勤務を開始すべきこととされる日（発令の通知を受けた日から7日以内）までに支給要件を具備したときは、運用通知第20条関係により、採用又は異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。

設問の場合、4月4日までに通勤できる状態に至っているので、4月1日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、職員から15日以内に通勤届が提出された場合は4月から支給されることになる。

〔問17〕 年末の休日に事実発生した場合の支給の始期

勤務公署の敷地内に設置されている公舎に入居している職員が、公舎を退去し、交通機関を利用しなければ通勤できない地に転居した。

公舎を退去した日が、12月31日の休日である場合は、通勤の事実発生の日を通勤できる態勢にある翌月の1月1日とすべきか、それとも実際に通勤した日の1月4日とすべきか。

前者によることとした場合は1月分から通勤手当が支給されるが、1月4日とした場合は2月分から通勤手当が支給されることになるので、通勤の事実発生の日を1月1日として届出した場合、要件具備の日を1月1日として認定して差し支えないか。

〔答〕

差し支えない。

設問の場合、実際の通勤の事実は1月4日であるが、1月1日から1月3日までは休日及び勤務を要しない日に当たるので出勤の開始は1月4日となる。したがって、条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日は、住居移転が完了した日の翌日と解し、規則第20条の規定により、支給の始期は1月1日となり、通勤届が15日以内に提出された場合は1月分から支給されることになる。

〔問18〕 住居を移転した場合の改定時期

条例第10条第1項に該当する職員が勤務を要しない日（日曜日）に住居の移転を完了し、月曜日は休日又は休暇等により通勤せず火曜日から通勤を開始した場合、規則第20条第2項にいう「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」の「その事実の生じた日」はいつとなるか。

〔答〕

条例第10条第1項に該当する職員が移転による住居の変更のため通勤手当の額を改定する場合、「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」の「その事実の生じた日」とは、移転日に通勤の事実があった場合を除き移転の完了した日の翌日と解されるので、月曜日を通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

〈補足〉 住居の移転を伴わない場合の改定時期

住所の移転等を伴わないで通勤方法を変更する場合の事実発生日は、実際に変更後の通勤方法により通勤を開始した日となる。上記の例において住居移転を伴わない場合には、通勤を開始した火曜日が「その事実が生じた日」となる。

〔問19〕 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期（住居移転の場合）

従前から通勤手当を受給していた職員が12月中旬から出産に伴う休暇をとり、その後実家へ出産するため翌年1月10日に実家へ居所を変更したが、休暇明けに伴い3月25日に実家から通勤した（乳児の世話等で当分の間、実家から通勤する由）。

この場合の通勤手当の取扱いについて御教示されたい。

なお、この場合、通勤方法は変更していないものである。

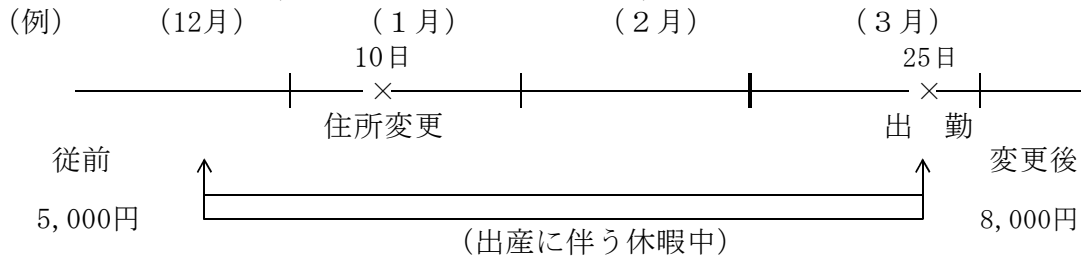
〔答〕

通勤手当の受給者が、出産に伴う休暇中に住所を変更し、休暇明け後も引き続き同手当の適用者となる場合の支給方法であるが、住所変更により手当額が増額となる場合と減額となる場合とではその支給額が異なるので、次の例を参考にさせていただきたい。

なお、この場合の「事実の生ずるに至った日」は、通勤を開始した日の属する月以前において住居の移転が完了している場合は、その月の初日、また通勤を開始した日の属する月において移転が完了した場合には、その完了した日の翌日となる。

① 住所変更により手当額が増額となる場合

（従前の手当額 5,000円、変更後の手当額 8,000円）

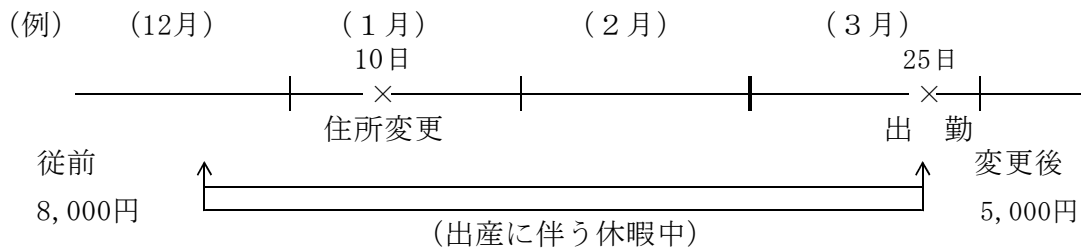


ア その届出（郵送等を含む。）が3月1日から15日以内になされたときは、3月分から8,000円を支給する。

イ その届出が3月1日から15日を経過した後になされたときは、3月分からその届出のなされた月まで5,000円を支給し、その翌月から8,000円を支給する。ただし、その届出が月の初日であるときは、届出の日の属する月から8,000円を支給する。

② 住所変更により手当額が減額となる場合

（従前の手当額8,000円、変更後の手当額5,000円）



その届出（郵送等を含む。）が3月1日から15日以内になされたとき及び15日を経過した後になされたときのいずれの場合であっても、3月分から5,000円を支給する。

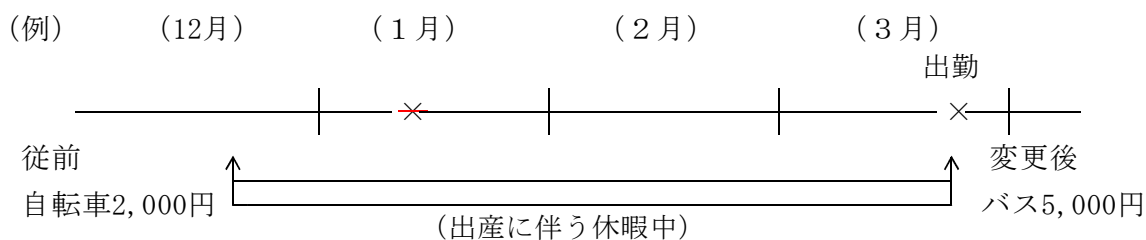
〔問20〕 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期（通勤方法の変更の場合）

前問において、通勤手当の受給者が休暇中に住居の変更をせず休暇明け後、通勤方法のみ変更して（例えば自転車使用からバス利用へ変更）出勤し、引き続き同手当の適用者となる場合の取扱いについても御教示されたい。

〔答〕

休暇明け後、従来の通勤方法を変更し、引き続き同手当の適用者となる場合の同手当の支給方法は、この場合においても、手当額が増額となる場合と減額になる場合とではその支給額が異なるので、次の例を参考にさせていただきたい。

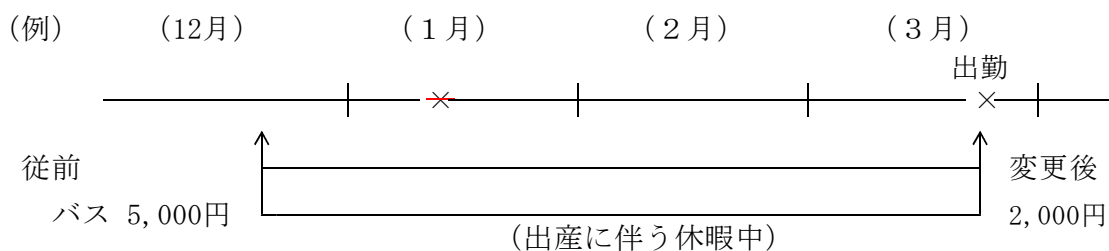
- ① 通勤方法の変更により手当額が増額となる場合
（従前の手当額 2,000円、変更後の手当額 5,000円）



ア その届出が通勤方法を変更して出勤した日（事実の生じた日）から15日以内になされたときは、4月分から5,000円を支給し、3月分は2,000円を支給する。

イ その届出が通勤方法を変更して出勤した日（事実の生じた日）から15日を経過した後になされたときは、3月分からその届出のなされた月まで2,000円を支給し、その翌月から5,000円を支給する。ただし、その届出が月の初日であるときは、届出の日の属する月から5,000円を支給する。

- ② 通勤方法の変更により手当額が減額となる場合
（従前の手当額5,000円、変更後の手当額2,000円）



その届出が通勤方法を変更して出勤した日（事実の生じた日）から15日以内になされたとき及び15日を経過した後になされたときのいずれの場合であっても、出勤した3月分は5,000円を支給し、4月分から2,000円を支給する。

7 支給単位期間

〔問21〕 支給単位期間の中途に異動等があることが事前に明らかな場合

支給単位期間の中途に異動、転居、休職、退職、長期研修があることが事前に明らかな場合は、支給単位期間の特例を適用してもよいか。

また、支給単位期間の特例において「…退職その他の離職」とあるが、その離職とはどのようなものか。

〔答〕

規則第20条の3第2項については、定年退職等を想定して設けられているものであり、さらに、事前に明らかであることが要件とされている。したがって、異動、転居はそもそも該当しないとともに、退職、研修等であっても事前に明らかとなっていない場合は該当しない。

また、「…退職その他の離職」とは辞職（依願退職）、退職、免職、懲戒免職又は失職であり、臨時講師等のように任期が定められている職員については、任期満了の日となる。

〔問22〕 支給単位期間の開始に係る具体例

規則第20条の4の第2項（休職等からの復職時の支給単位期間の開始）及び第3項（全日数休暇後の通勤再開による支給単位期間の開始）について、具体例を示されたい。

〔答〕

資料①「支給単位期間中に休職等の場合又は月の全日数通勤がない場合の取扱い（例）」（95～96ページ）のとおり。

なお、休職等となった日が月の中途か月の初日かにより、復職等後の支給単位期間の開始時期が異なるので、留意されたい。

〔問23〕 規則第20条の4第3項の「その他の事由」

規則第20条の4の第3項の「その他の事由」とは、どのようなものか。

〔答〕

規則第20条の4第3項は、出張、休暇、欠勤等のほか、休職、職専免等も含め、全日数にわたって通勤しないこととなった場合について規定されている。

8 休職等不支給の場合

〔問24〕 通勤手当の支給を受けていた職員が休職等にされた場合

条例第10条第1項の職員が休職にされ、停職にされ、育児休業法の規定により育児休業の許可を受け、派遣条例の規定により派遣され、又は専従許可を与えられた場合においても、依然として同項の交通機関等を利用し、又は交通の用具を使用することを常例とする職員として取り扱ってよいか。

したがって、当該職員が復職等をした場合は、通勤事情に変更のない限り、規則第3条の届出は不要としてよいか。

〔答〕

休職にされ、停職にされ、育児休業の許可を受け、派遣され、又は専従許可を与えられた後、それらの職員が復職し、職務に復帰し、又は停職若しくは専従許可の期間が終了した場合において、従前その者について支給されていた通勤手当の算出の基礎となる通勤の実情に変更のない場合に限り、届出を行うことを要しない。

〔問25〕 公務傷病による休職の場合

公務傷病による休職の場合、通勤手当は支給できるか。

〔答〕

通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員や通勤のため交通用具を使用することを常例とする職員等に支給されるものであり、公務上負傷し、又は疾病にかかり休職された場合を含め、職員が通勤しないこととなる場合には支給されない。

9 支給関係

〔問26〕 6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由

交通機関等利用者の通勤手当について、6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由は何か。

〔答〕

交通機関等利用者の通勤手当については、これまでは、公務員は転勤が多く、異動の時期も様々であること等から、1箇月定期券の価額を基礎とした手当額を毎月支給していたところであるが、民間企業では6箇月定期券等の低廉な定期券の価額を基礎として通勤手当を支給している場合が多いため、公務においても、交通機関等利用者に係る通勤手当は6箇月定期券等の低廉な定期券等の価額により一括支給することとしたところである。

なお、条例第10条第8項において、支給単位期間が6箇月を超えない範囲とされているのは、JRや私鉄、バス等の交通機関において、最長期間の定期券は6箇月定期券であることが一般的であること、支給事務の上からも、一定の最長期間を設定することが事務の簡素化等に資すること等によるものである。

〔問27〕 長期の特別休暇に係る支給の取扱い

通勤手当の支給は当月支給となっているが、規則第21条の規定と関連して、月の初日から末日まで特別休暇をあらかじめ承認されている職員に対するその月分の通勤手当は、その月の支給定日に支給しないこととしてよいか。

また、このような職員が、その月の末日までの間に特別休暇の事由が終了し再び通勤を開始することとなった場合には、その月分の通勤手当はいつ支給することとなるのか。

〔答〕

設問の前段の場合については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

また後段については、規則第19条の2第1項ただし書の規定にならい、支給日後においてその月分の通勤手当を支給することとなる。

〔問28〕再任用職員が青い森鉄道を利用して通勤する際の手当額

青い森鉄道では61歳の誕生日を迎えると「シニア寿定期券」が利用できるが、回数券、通勤定期券と比較して割安定期券の方が安い場合は、割安定期券の額で手当を支給することとなるのか。

〔答〕

お見込みのとおり。

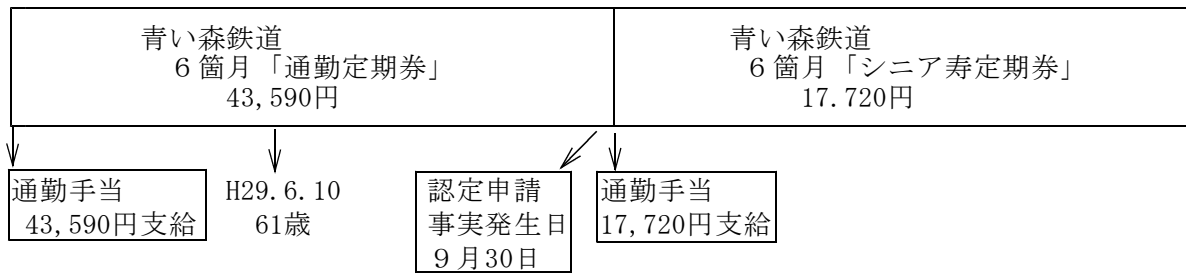
なお、青い森鉄道を利用している場合、61歳の誕生日を迎えた後の直近の通勤手当支給月からは「シニア寿定期券」の額での支給となるため、対象の年齢に到達した場合は、下記の事例を参考に通勤手当の変更を申請すること。

<事例>

平成29年4月1日から、青い森鉄道を東青森－青森間で利用する再任用職員が平成29年6月10日で61歳になった場合

4
月

10 [61歳の誕生日を迎えた後の]
月 [直近の通勤手当支給月]



10 特別急行列車利用者

〔問29〕新幹線鉄道等に係る通勤手当改正の趣旨

新幹線鉄道等に係る通勤手当が改正となったが、どのような趣旨で改正されたのか。

〔答〕

本県の新幹線鉄道等利用者の通勤手当は、普通運賃と特別料金を分離して算定する方式としており、全額支給の対象は普通運賃のみとしているが、本県と同様に東北新幹線の運行経路がある岩手県、宮城県及び福島県においては、普通運賃と特別料金を合算した額を全額支給の対象としている。

平成22年12月の東北新幹線新青森駅の開業から5年が経過し、本県においても、新幹線鉄道を利用して通勤する職員が増加傾向にあり、通勤で新幹線鉄道を利用することがより一般化している状況にあることから、人事委員会において、東北各県との均衡等を考慮し、普通運賃と特別料金を合算した額を全額支給の対象とすることが適当であると判断したものである。

新幹線鉄道等を利用する職員の支給要件について

1 支給の要件

特急等を利用し通勤する職員で、次の（１）から（３）に掲げる要件をすべて満たす職員に支給する。

- （１）新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難（原則として新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上）であること。
- （２）新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が30分以上短縮される等通勤事情の改善に相当程度資するものであること。
- （３）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

※みちのく有料道路を利用して通勤する場合

次の①、②に応じて支給する。

- ① みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道60km以上
→通年で特別料金が支給可能
- ② みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道45km以上60km未満
→積雪期（１～３月）のみ特別料金の支給が可能

2 支給額

普通運賃及び特別料金等を合算し、上限額（55,000円）まで全額支給し、上限額を超える部分については2分の1相当額（20,000円限度）を手当額に加算する。

《認定・支給に要する添付書類》

○新幹線鉄道等

- 1 バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表
（JR・青い森鉄道・青森市営バス・八戸市営バスの時刻表は不要。）
- 2 勤務時間割表
- 3 新幹線定期券の写し
- 4 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

○みちのく有料道路

- 1 車検証の写し
- 2 回数券又は領収書の写し
- 3 自動車の所有者が職員でない場合は申立書（自己所有でない理由と維持管理費の負担について）

（事後確認）

※回数券の種類は、算定の基礎となっているものと異なっても可

（特急料金計算例）

（青森）～新青森～八戸間

3箇月定期券（普通料金・特別料金一体型）215,510円

1箇月当たりの定期代 $215,510円 \times 1/3 = 71,836.66円$

1箇月当たりの通勤手当額

$55,000円 + (71,836.66円 - 55,000円) \times 1/2 = 63,418.33円$

3箇月毎に $63,418.33円 \times 3 = 190,255円$ （※）を支給

※ $(63,418 + 1/3) \times 3 = 190,254 + 1 = 190,255$

（みちのく有料道路計算例）

○普通車 1回 850円

$850 \times 8,000 / 10,000 \times 2 \times 21回 = 28,560円$

自動車等の距離に応じた額と算出したみちのく有料道路代の合算額が55,000円

未満であれば合算額。55,000円以上であれば55,000円に超過部分の1/2相当額（上限額20,000円）を加算した額

○軽自動車1回 640円

$640 \times 8,000 / 10,000 \times 2 \times 21 \text{回} = 21,504 \text{円}$

自動車等の距離に応じた額と算出したみちのく有料道路代の合算額が55,000円未満であれば合算額。55,000円以上であれば55,000円に超過部分の1/2相当額（上限額20,000円）を加算した額

〔問30〕 利用できる特別急行列車等が片道しかない場合

〔問〕

自宅から近距離にある学校に勤務していた職員が、異動に伴って60キロメートル以上離れた学校に通勤することとなったため、往路において特急列車を利用して通勤することとしたが、帰路においては特急列車が運行されておらず、やむなく帰路だけ在来線により通勤している。

往路の通勤時間が特急列車を利用することで在来線を利用した場合より30分以上短縮される場合において、規則第7条ただし書の「正当な事由」に該当するものとして、往路のみの特急料金を特別料金等として手当を支給してよいか。

〔答〕

お見込みのとおり。

1 1 冬季のみ交通機関等利用

〔問31〕 冬季のみ交通機関等を利用する場合の「冬季」とは

支給単位期間を短くできる「冬季」について、次の場合は該当するか。

- ① 12月から2月までの期間
- ② 10月から2月までの期間
- ③ 12月から4月までの期間
- ④ 10月から4月までの期間

〔答〕

この制度は、交通機関等の利用の開始日及び終了日のいずれの日も冬季（11/1～3/31）である場合の取扱いであり、設問の①は該当、②～④は冬季の期間内ではないことから6箇月を限度として支給単位期間を定める（通常の認定を行う）こととなる。

〔問32〕 定期券よりも回数券により支給した方が安い場合

冬季においてのみ交通機関等を利用することとした場合、3箇月と1箇月定期券の組合せにより支給するよりも3箇月定期券と1箇月回数券の組合せの方が安い場合は、1箇月定期券の部分を1箇月回数券の額で支給してよいか。

時 期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
通 勤 方 法	自動車	交通機関等					自動車
支給単位期間	1か月						1か月
		3箇月定期券					1か月
					↑	↑	
					1箇月回数券	1箇月回数券	
					1箇月定期券	1箇月定期券	

〔答〕

お見込みのとおり。

〔問33〕 結果として冬季のみの交通機関等利用となった場合

当初、11月から通年、交通機関利用により通勤する予定で届出をしたが、事情により4月から再度四輪自動車により通勤することとなった場合は、従前の処理（返納）をすることになるか。

〔答〕

当初11月に通勤届を提出した時には冬季の期間のみの利用ではなく、結果として冬季の期間のみとなっただけなので、従前の処理によることとなる。

なお、冬季における交通機関利用なのか、単なる交通手段の変更なのかを区別するために、その旨を認定簿の備考欄に記載すること。

【補足】

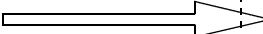
冬季のみ交通機関等を利用する職員の一覧を作っておくと冬季が終わる時期に変更の届出をしていない職員の確認が出来て便利です。

〔問34〕 冬季のみ利用予定であった交通機関等を4月以降も継続して利用する場合

当初、冬季（11/1～3/31）のみ自動車からJRに変更する予定であった者が、事情により4月以降もJRによる通勤を継続した場合は、どのように処理すべきか。

〔答〕

冬季のみの交通機関等利用は3月31日で終了となるため、4月1日を事実発生日として、JRによる認定申請を行うこととなります。

時 期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
通 勤 方 法	自動車	交通機関等 					継続
支給単位期間	1か月						6箇月定期券
		3箇月定期券			1箇月定期券	1箇月定期券	

1 2 その他

〔問35〕 タクシー以外の交通機関が運行されていない場合

〔問〕

通勤に利用できる交通機関等がタクシー以外にない区間において、これを利用して通勤することを常例とする職員のタクシーに係る運賃等相当額はどのように算出するのか。

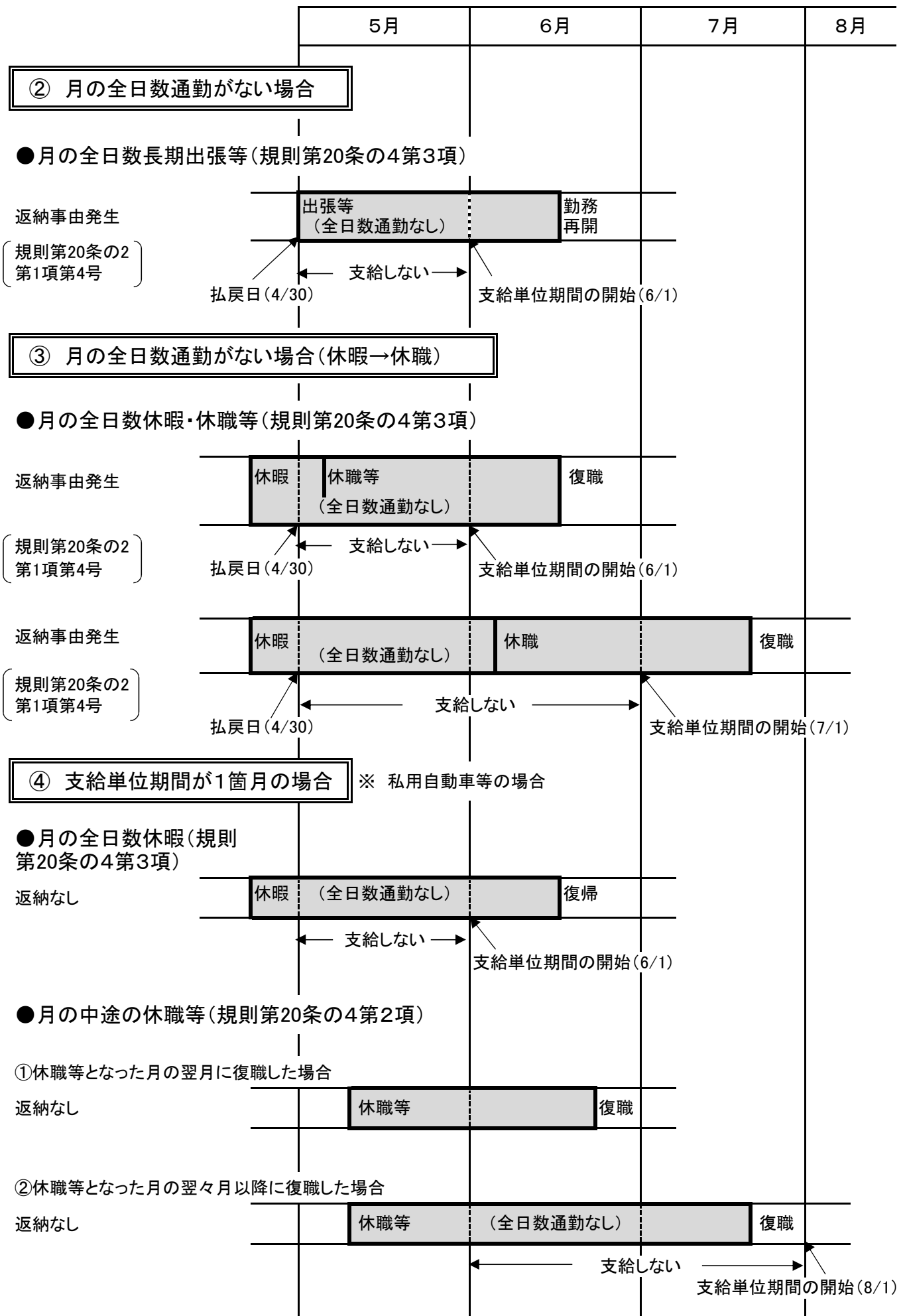
〔答〕

通勤に利用できる交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間におけるこれらの利用に係る運賃等相当額は、原則として、その利用距離に応じて条例第10条第2項第2号ロに規定する自動車等を使用する職員の手当額に相当する額を運賃等相当額とすることとなる。

ただし、例外もあるため、タクシー利用の通勤届があった場合には管轄する教育事務所へ照会すること。

支給単位期間中に休職等の場合又は月の全日数通勤がない場合の取扱い(例)

	5月	6月	7月	8月
① 休職の場合 ※①～③ 定期等の場合				
休職となった日が月の中途か月の初日かにより、復職後の支給単位期間の開始時期が異なる。				
● 月の中途の休職等(規則第20条の4第2項)				
①休職等となった月に復職した場合				
返納なし		休職等	復職	
②休職等となった月の翌月に復職した場合				
返納なし		休職等	復職	
③休職等となった月の翌々月以降に復職した場合				
返納事由発生		休職等	(全日数通勤なし)	復職
(規則第20条の2第1項第3号)				
		払戻日(5/31)	支給しない	支給単位期間の開始(8/1)
● 月の初日から開始する休職等(規則第20条の4第3項)				
④休職等となった月に復職した場合				
返納なし		休職等	復職	
⑤月の初日から全日数通勤なしの場合				
返納事由発生		休職等	復職	
(規則第20条の2第1項第4号)				
		払戻日(4/30)	支給しない	支給単位期間の開始(6/1)
⑥月の初日から全日数通勤なし(休職の期間が2以上の月にわたる場合)				
返納事由発生		休職等	復職	
(規則第20条の2第1項第4号)				
		払戻日(4/30)	支給しない	支給単位期間の開始(6/1)



【参考②】※当様式は職員福利課給与・旅費関係様式等ダウンロードページ
 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/kyuuyoryohi.html)に掲載しております

新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

新幹線鉄道等を利用する場合と利用しない場合(他の公共交通機関等を利用した場合)について、それぞれ住居から勤務公署までの往復の通勤方法を記入してください。

1 新幹線鉄道等を利用する場合の通勤方法等

① 往路

※ 色付き部分を記入する

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1		住 居		km	0:00 分	円	
		出発	到着				
2				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
3				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
4				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
5			勤務公署	km	0:00 分	円	
		出発	到着				
総通勤距離				0.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				0時00分			

【新幹線利用による効果】 0:00

② 復路

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1		勤務公署		km	0:00 分	円	
		出発	到着				
2				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
3				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
4				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
5			住 居	km	0:00 分	円	
		出発	到着				
総通勤距離				0.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				0時00分			

【新幹線利用による効果】 0:00

【注意事項】

- 時刻と時間は、例えば午前7時の場合は「7:00」と、時間が15分間の場合は「0:15」などと記入する。
- 次の書類を添付して提出すること。
 - ・出発時刻及び到着時刻が明示された時刻表(JR、青い森鉄道、青森市営バス、八戸市営バスを除く。)
 - ・勤務時間割表
 - ・新幹線定期券の写し

(続き)

2 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法等(他の公共交通機関等を利用した場合)

① 往路

※ 色付き部分を記入する

順路	通勤方法 の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1		住 居		km	0:00 分	円	
		出発	到着				
2				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
3				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
4				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
5			勤務公署	km	0:00 分	円	
		出発	到着				
総通勤距離				0.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				0時00分			

② 復路

順路	通勤方法 の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1		勤務公署		km	0:00 分	円	
		出発	到着				
2				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
3				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
4				km	0:00 分	円	
		出発	到着				
5			住 居	km	0:00 分	円	
		出発	到着				
総通勤距離				0.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				0時00分			

記載例

新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

新幹線鉄道等を利用する場合と利用しない場合(他の公共交通機関等を利用した場合)について、それぞれ住居から勤務公署までの往復の通勤方法を記入してください。

1 新幹線鉄道等を利用する場合の通勤方法等

① 往路

※ 色付き部分を記入する

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1	徒歩	住 居	八戸駅	1.0 km		円	
		7:13 出発	7:27 到着		0:14 分		
2	新幹線	八戸駅	新青森駅	81.8 km		1,490 円	
		7:27 出発	7:55 到着		0:28 分		
3	JR	新青森駅	青森駅	3.9 km	0:08 分	円	
		8:03 出発	8:09 到着		0:06 分		
4	徒歩	青森駅	勤務公署	1.0 km		円	
		8:09 出発	8:23 到着		0:14 分		
5			勤務公署	km		円	
総通勤距離				87.7 km			
総所要時間				1時10分			

【新幹線利用による効果】

0:55

(自動計算)

② 復路

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1	徒歩	勤務公署	青森駅	1.0 km		円	
		17:15 出発	17:29 到着		0:14 分		
2	JR	青森駅	新青森駅	3.9 km		円	
		17:29 出発	17:34 到着		0:05 分		
3	新幹線	新青森駅	八戸駅	81.8 km	0:10 分	1,490 円	
		17:44 出発	18:12 到着		0:28 分		
4	徒歩	八戸駅	住 居	1.0 km		円	
		18:12 出発	18:26 到着		0:14 分		
5				km		円	
総通勤距離				87.7 km			
総所要時間				1時11分			

【新幹線利用による効果】

0:51

(自動計算)

【注意事項】

- 時刻と時間は、例えば午前7時の場合は「7:00」と、時間が15分間の場合は「0:15」などと記入する。
- 次の書類を添付して提出すること。
 - ・出発時刻及び到着時刻が明示された時刻表(JR、青い森鉄道、青森市営バス、八戸市営バスを除く。)
 - ・勤務時間割表
 - ・新幹線定期券の写し

(続き)

2 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法等(他の公共交通機関等を利用した場合)

① 往路

※ 色付き部分を記入する

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1	徒歩	住 居	八戸駅	1.0 km	0:14 分	円	
		6:11 出発	6:25 到着				
2	青い森鉄道	八戸駅	青森駅	96.0 km	1:37 分	円	
		6:25 出発	8:02 到着				
3	徒歩	青森駅	勤務公署	1.0 km	0:14 分	円	
		8:02 出発	8:16 到着				
4				km	0:00 分	円	
5				km	0:00 分	円	
総通勤距離				98.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				2時05分			

② 復路

順路	通勤方法の別	区 間		距 離 (小数第1位 まで記入)	所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)	備 考
		起 点	終 点				
		出発時刻	到着時刻				
1	徒歩	勤務公署	青森駅	1.0 km	0:14 分	円	
		17:54 出発	18:08 到着				
2	青い森鉄道	青森駅	八戸駅	96.0 km	1:34 分	円	
		18:08 出発	19:42 到着				
3	徒歩	八戸駅	住 居	1.0 km	0:14 分	円	
		19:42 出発	19:56 到着				
4				km	0:00 分	円	
5				km	0:00 分	円	
総通勤距離				98.0 km		} (自動計算)	
総所要時間				2時02分			

[参考③] 申立書 (みちのく有料道路)

申 立 書

私は、住居（ ）から勤務公署（ ）まで自動車を使用し
通勤していますが、自己所有の自動車は_____であることから、通勤
用として、（ ）所有の自動車を借用し、通勤に要するガソリン及びオイル交
換等維持管理費を負担していることを申し立てます。

年 月 日

殿

所 属
職・氏名

申立書記載例（みちのく有料道路）

申 立 書

具体的な理由を記入してください

私は、住居（〇〇）から勤務公署（〇〇〇〇）まで自動車を使用し通勤していますが、自己所有の自動車は（妻も使用する必要があること）であることから、通勤用として、父（〇〇〇〇）所有の自動車を借用し、通勤に要するガソリン及びオイル交換等維持管理費を負担していることを申し立てます。

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

所 属
職・氏名